

建設産業活性化 支援ガイド

令和4年5月

山梨県 県土整備部 県土整備総務課
建設業対策室

『建設産業活性化支援ガイド』のご案内

1 「建設産業活性化支援ガイド」の作成にあたって

本県の建設産業は、豊かで美しい県土の保全や安全で住みやすい生活環境の整備など、社会資本の整備の担い手であり、また、県内就業者数の約1割弱を占め、地域の基幹産業として本県経済の安定・発展に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、建設産業は、建設投資の減少が続いたことや利益率の低下、また若年労働者の人材不足等により厳しい経営環境下にあり、こうした状況に的確に対応するため、建設業者が自ら担い手確保、技術力向上、経営改善、新分野進出などに取り組む必要があります。

「建設産業活性化支援ガイド」は、こうした建設産業の現状を踏まえ、建設業者が身近なところで活用できる支援策について一元的に、かつ、わかり易くまとめ、建設業者に情報提供し、今後の事業展開において各種支援制度の積極的な活用を促進するために作成しているものです。

この「建設産業活性化支援ガイド」が、建設業者の皆様がたに有意義にご活用いただき、事業の発展と地域の基幹産業としての向上に役立てていただければ幸いです。

2 「建設産業活性化支援ガイド」の構成

(1) 建設産業に対する各種支援制度等の紹介

本県の建設業者が、経営や雇用に関する相談、経営体質の改善又は新事業への展開など、今後の取り組みを進めるうえで、身近なところで活用できる各種支援制度や関連情報などを支援機関や商工団体等のご協力を得て、Q&A方式にまとめました。

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度・相談窓口については、Q9を参照してください。

(2) 相談窓口等の支援機関一覧

各種支援制度等を実施している支援機関等について、一覧表形式で紹介します。

3 留意事項

(1) 本ガイドに掲載されている各種支援制度の内容は、制度概要や主要事項のみの記載ですので、詳しい内容は各支援制度の実施機関・団体等に直接ご確認ください。

なお、支援制度によっては、年度途中で条件等の内容変更や制度そのものが廃止される場合、又は、年間の募集定数に達してしまい利用できなくなる場合等もありますので、ご注意ください。

- (2) 本ガイドは、建設業者のみを対象とした支援制度、及び全産業の中小企業者を対象としたものの中から建設業者向きと思われる主要な支援制度を選定して掲載していますが、他にも建設業者のニーズに対応した支援制度がある場合も考えられますので、各支援機関・団体等へお問い合わせください。
- (3) 本ガイドは、令和4年5月現在で作成しました。
- (4) 本ガイドに関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

〒400-8501 山梨県 甲府市 丸の内 1-6-1 北別館3階

山梨県県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室

電 話：055-223-1843（直通）

FAX：055-223-1844

ホームページアドレス：<https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/index.html>

(1) 建設産業に対する各種支援制度等の紹介

Q [・・・質問・・・] & A [・・・・・・答え・・・・・・]

質問内容		支援制度	支援制度名称	支援制度実施機関	ページ	
Q1	経営に関する相談をしたい	01 総合的に相談できる受付窓口について知りたい	相談事業	01 建設業相談窓口	山梨県建設業対策室	9
				02 中小企業経営革新サポート事業	山梨県成長産業推進課	10
				03 窓口相談事業	やまなし産業支援機構	10
				04 山梨県よろず支援拠点	山梨県よろず支援拠点 (やまなし産業支援機構)	11
				05 山梨県事業承継・引継ぎ支援センター	やまなし産業支援機構	11
				06 小企業者組織化特別講習会	山梨県中小企業団体中央会	12
				07 制度改正等課題解決環境整備事業	山梨県中小企業団体中央会	12
				08 窓口相談・巡回相談	甲府商工会議所 富士吉田商工会議所	13
				09 窓口相談・巡回相談	県内各商工会及び 商工会連合会	13
				10 中小・小規模企業の経営力向上に向けた支援	県内各商工会及び 商工会連合会	14
	02 専門家の派遣による相談や指導を受けたい	専門家派遣事業	01 専門家派遣事業	やまなし産業支援機構	15	
			02 中小企業個別相談事業	山梨県中小企業団体中央会	15	
			03 組合等課題解決指導事業	山梨県中小企業団体中央会	16	
			04 令和3年度事業環境変化対応型支援事業	山梨県中小企業団体中央会	16	
			05 専門家派遣事業	甲府商工会議所 富士吉田商工会議所	17	
			06 新たな取り組みにより地域の活性化を目指す事業を支援	県内各商工会及び 商工会連合会	18	
			07 魅力ある職場環境づくり推進事業	山梨県労政雇用課	18	
	03 資金融資等について相談したい	相談事業	01 中小企業金融相談窓口	山梨県産業振興課 中小企業金融相談窓口	19	
	04 新たな事業活動を行うため計画を作成したい	計画の作成または承認	01 経営革新計画の承認	山梨県成長産業推進課	20	
			02 農商工等連携事業	山梨県成長産業推進課	21	
05 県税の徴収猶予を受けたい	徴収猶予制度	01 県税の徴収猶予	山梨県総合県税事務所	22		

質問内容			支援制度	支援制度名称	支援制度 実施機関	ページ
Q2	資金融資・調達制度について知りたい	01 経営の安定化に関する資金融資制度を知りたい	経営安定資金	01 山梨県商工業振興資金 事業促進融資	山梨県産業振興課	23
				02 山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資 (連鎖倒産防止関係)	山梨県産業振興課	23
				03 山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資 (不況業種対策関係)	山梨県産業振興課	24
				04 山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資 (経営安定化特別関係)	山梨県産業振興課	24
				05 山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資 (経営環境変動対策関係)	山梨県産業振興課	25
				06 山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資 (経済 危機・災害復旧関係)	山梨県産業振興課	25
				07 山梨県商工業振興資金 小規模企業サポート融資	山梨県産業振興課	26
				08 山梨県商工業振興資金 小規模企業強化融資	山梨県産業振興課	26
				09 山梨県商工業振興資金 経営再生支援融資	山梨県産業振興課	27
				10 山梨県商工業振興資金 経営力強化融資	山梨県産業振興課	28
				11 小規模事業者経営改善資 金 (マル経資金)	各商工会議所 県内各商工会及び 商工会連合会	29
				12 スイフト500	県内各商工会及び 商工会連合会	30
				13 中小企業倒産防止共済制 度 (共済金の貸付)	取引先金融機関 又は各商工団体等	31
		02 新規事業の開業 や経営の多角化 等に関する資金 融資・調達制度 を知りたい	新産業開発・ 事業進出資金	01 山梨県商工業振興資金 起業家支援融資	山梨県産業振興課	32
				02 山梨県商工業振興資金 事業承継支援融資	山梨県産業振興課	32
03 山梨県商工業振興資金 新分野進出支援融資	山梨県産業振興課			33		
04 山梨県商工業振興資金 成長やまなし応援融資	山梨県産業振興課			33		
03 短期的な運転資 金に関する資金 融資制度を知り たい	短期事業資金	01 山梨県短期事業資金	山梨県産業振興課	34		

質問内容			支援制度	支援制度名称	支援制度実施機関	ページ		
Q2	資金融資・調達制度について知りたい	04	林業分野に関する資金融資制度を知りたい	林業分野無利子貸付制度	01	山梨県林業・木材産業改善資金(素材生産業)	山梨県林業振興課	35
					02	山梨県林業・木材産業改善資金(素材生産業:機械・施設導入)	山梨県林業振興課	35
					03	山梨県林業・木材産業改善資金(特用林産物生産)	山梨県林業振興課	36
		05	農業分野に関する資金融資制度を知りたい	農業分野に関する資金	01	農業近代化資金	山梨県農業技術課	37
					02	農業経営基盤強化資金(略称:スーパーL資金)	山梨県農業技術課	37
Q3	設備を導入したい	01	設備貸与(割賦・リース)について知りたい	設備貸与制度	01	小規模企業者等設備貸与事業(割賦)	やまなし産業支援機構	38
					02	小規模企業者等設備貸与事業(リース)	やまなし産業支援機構	38
					03	県単独設備貸与事業(割賦)	やまなし産業支援機構	39
					04	県単独設備貸与事業(リース)	やまなし産業支援機構	39
Q4	補助金、助成金、給付金等について知りたい	01	農業分野に関する主な補助事業について知りたい	農業分野に関する補助事業	01	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業(定住促進対策型、交流対策型))	山梨県耕地課	40
					02	企業等農業経営推進支援モデル事業	山梨県担い手・農地対策課	40
		02	従業員の研修や教育訓練等に関する助成金等について知りたい	人材育成助成金等	01	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)	山梨労働局訓練室	41
					02	人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)	山梨労働局職業対策課	42
					03	人材開発支援助成金(特定訓練コース・一般訓練コース・教育訓練休暇付与コース・人への投資促進コース)	山梨労働局訓練室	43
		03	労働者の雇用に関する助成金等について知りたい	雇用開発助成金等	01	特定求職者雇用開発助成金	山梨労働局職業対策課	45
					02	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	山梨労働局職業対策課	45
					03	トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)	山梨労働局職業対策課	46
					04	地域雇用開発助成金	山梨労働局職業対策課	47
					05	労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)	山梨労働局職業対策課	47
					06	中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)	山梨労働局職業対策課	48
					07	中途採用等支援助成金(U I J ターンコース)	山梨労働局職業対策課	48
		08	山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金	山梨県労政雇用課	49			
		09	山梨県就職氷河期世代正社員化促進奨励金	山梨県労政雇用課	49			

質問内容		支援制度	支援制度名称	支援制度実施機関	ページ	
Q4	補助金、助成金、給付金等について知りたい	04 雇用改善に関する助成金等について知りたい	雇用改善推進助成金	01 人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野))	山梨労働局職業対策課	50
				02 人材確保等支援助成金(雇用管理制度コース)	山梨労働局職業対策課	51
		05 雇用調整に関する助成金等について知りたい	雇用調整助成金等	01 雇用調整助成金	山梨労働局職業対策課	52
				02 労働移動支援助成金(再就職支援コース)	山梨労働局職業対策課	52
		06 最低賃金引上げに関する助成金について知りたい	業務改善助成金	01 業務改善助成金	山梨労働局 雇用環境・均等室	53
		07 福利厚生等支援制度について知りたい	福利厚生支援	01 勤労者財産形成促進制度(財形制度)	勤労者退職金共済機構	54
		08 高齢者の継続雇用に関する支援制度について知りたい	雇用安定助成金	01 65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)	高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部	55
				02 65歳超雇用推進助成金(高齢者評価制度等雇用管理改善コース)	高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部	55
				03 65歳超雇用推進助成金(高齢者無期雇用転換コース)	高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部	56
		09 働く時間の縮減の取組に関する助成金について知りたい	働き方改革推進支援助成金	01 労働時間短縮・年休促進支援コース	山梨労働局雇用環境・均等室	57
				02 勤務間インターバル導入コース	山梨労働局雇用環境・均等室	57
				03 労働時間適正管理推進コース	山梨労働局雇用環境・均等室	58
				04 団体推進コース	山梨労働局雇用環境・均等室	58
		10 仕事と家庭の両立支援に関する助成金等について知りたい	両立支援等助成金	01 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)	山梨労働局 雇用環境・均等室	59
				02 介護離職防止支援コース	山梨労働局 雇用環境・均等室	59
				03 育児休業等支援コース	山梨労働局 雇用環境・均等室	60
04 不妊治療両立支援コース	山梨労働局 雇用環境・均等室			60		
11 非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善をする場合の助成金について知りたい	キャリアアップ助成金	01 キャリアアップ助成金	山梨労働局職業対策課	61		

質問内容			支援制度	支援制度名称	支援制度 実施機関	ページ		
Q5	技術の相談や 支援を受けたい	01	新技術や新製品の 開発に関する 相談や支援を受 けたい	技術相談事業	01	山梨県産業技術センター の通常相談業務 (工業技術製品に限る)	山梨県産業 技術センター	62
					02	特許無料相談会	甲府商工会議所 富士吉田商工会議所	62
					03	INPIT山梨県知財総合支 援窓口	やまなし産業支援機構	63
					04	チャレンジ産廃3R事業	山梨県環境整備課	63
					05	産業廃棄物の再生技術ア ドバイザー事業	山梨県環境整備課	64
Q6	労働条件、労 務管理、従業 員の育成、雇 用の確保、出 向や移籍支援 等の労働に関 する相談や支 援を受けたい	01	労働条件、労務 管理等について 相談したい	相談事業等	01	中小企業労働相談所 (県民生活センター) による労働相談	中 小 企 業 労 働 相 談 所 (県民生活センター)	65
					02	労働委員会による労働相 談及びあっせん	山梨県労働委員会 事務局	65
		02	従業員の育成や 新しい従業員の 雇用に関する相 談窓口を知りた い	相談事業	01	山梨県プロフェッショナ ル人材戦略拠点	やまなし産業支援機構	66
					02	無料労務相談会	甲府商工会議所	66
					03	各種セミナー	甲府商工会議所 富士吉田商工会議所	66
		03	従業員の出向や 移籍に関する相 談窓口を知りた い	相談事業	01	出向・移籍支援事業	産 業 雇 用 安 定 センター山梨事務所	67
		04	職員の能力開発 に関する相談窓 口を知りたい	相談事業等	01	事業主等が行う職業 訓練に対する援助	山 梨 職 業 能 力 開 発 促 進 セ ン タ ー	67
05	高年齢者雇用に 関する相談窓口 を知りたい	相談事業	01	高年齢者戦力化のための 条件整備に関する事業主 への支援	高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構 山 梨 支 部	68		
06	外国人材の雇用 について相談し たい	相談事業	01	外国人材を雇用する際の 制度や必要な手続き等 について支援	山梨県外国人材 企業相談センター	69		
Q7	ITにより経 営基盤の強化 を図りたい	01	ITの導入に関 する相談窓口を 知りたい	相談事業	01	IT無料相談会	甲府商工会議所	70

質問内容	支援制度	支援制度名称	支援制度実施機関	ページ
------	------	--------	----------	-----

質問内容	進出分野 (具体的な関連分野)	担当所属	ページ
Q8 建設業以外の新しい分野に進出したいが、条件や手順等について知りたい	01 福祉分野 (介護サービス関連)	山梨県健康長寿推進課	71
	02 環境分野 (廃棄物処理関連)	山梨県環境整備課	73
	03 環境分野 (浄化槽関連)	山梨県大気水質保全課	74
	04 林業分野 (素材生産産業関連)	山梨県林業振興課	75
	05 林業分野 (特用林産物生産産業関連)	山梨県林業振興課	76
	06 農業分野	山梨県担い手・農地対策課	77

質問内容	支援制度名称	担当所属	ページ
Q9 【新型コロナウイルス感染症関連】 売上が減少したことに対する支援、雇用維持のための支援などについて知りたい	01 中小企業等事業再構築促進事業	中小企業庁 事業再構築補助金事務局	78
	02 小規模事業者経営改善資金 (マル経資金：新型コロナウイルス感染症関連)	各商工会議所 県内各商工会及び商工会連合会	79
	03 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置) (厚生労働省)	山梨労働局職業対策課	80
	04 産業雇用安定助成金 (厚生労働省)	山梨労働局訓練室	81
	05-01 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	山梨労働局雇用環境・均等室	82
	05-02 両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	山梨労働局雇用環境・均等室	82
	06 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例)	山梨労働局雇用環境・均等室	83
	07 両立支援等助成金 育児休業等支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例)	山梨労働局雇用環境・均等室	83

(2) 相談窓口等の支援機関一覧

ページ

84

(1) 建設産業に対する各種支援制度等の紹介

質問 Q1-01	経営改善、企業体質強化、経営革新等について総合的に相談したいのですが、建設業者が相談できる総合相談受付窓口がありますか。
-------------	--

【答えQ1-01-01】

支援制度名称	建設業相談窓口
制度概要	建設業に関する経営上の相談に専任の相談員が対応します。 経営状況に関すること、融資に関すること、助成支援制度に関すること、 新分野進出に関することなど、なんでもご相談にお応えします。 お気軽にご利用ください。
対象者	県内の建設業者
募集又は 実施時期（時間）	随時相談に応じます。（受付：月曜日～金曜日、午前9時から午後4時まで）
条件	特にありません。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 北別館3階 山梨県県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室 電話：055-223-1594 FAX：055-223-1844 アドレス https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ1-01-02】

支援制度名称	中小企業経営革新サポート事業
制度概要	<p>県内の商工団体や金融機関などの中小企業支援機関が協働・連携する「中小企業サポート連携拠点」を設置し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや国の支援制度等の効果的な活用、専門家チームの派遣等を通じて、中小企業が抱える新商品開発、販路開拓等の経営革新諸課題に対し、きめ細かな支援を行います。</p> <p>(1)「中小企業サポート連携拠点会議」において、諸課題の解決に向けた支援方針・支援策の検討を行います。</p> <p>(2)きめ細かな支援（ハンズオン支援）が必要と認められるものについては、マーケティング、ブランディング、販路開拓などの分野に専門的な知識を持つ「プロジェクトマネージャー」を派遣して、事業立ち上げから市場獲得までを総合的に支援します。</p>
対象者	県内中小企業者等
募集又は実施時期（時間）	各中小企業支援機関において、随時受け付けています。
条件	経営の革新にあたって直面する課題が明確であるか、支援によって明確化できるものであり、課題の解決により、将来の飛躍が期待でき、県内経済への好影響が見込めること。
その他特記事項	<p>○中小企業市場開拓事業費補助金 本事業によるハンズオン支援に基づき、中小企業等が市場を開拓するために行う商品開発や市場調査等に要する経費について、助成を受けることができます。</p> <p>○ホームページアドレス https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/zigyouka-support.html</p>
問い合わせ先	<p>〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県産業労働部 成長産業推進課 起業・経営革新担当 電話：055-223-1544 FAX：055-223-1569 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/index.html</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	

【答えQ1-01-03】

支援制度名称	窓口相談事業
制度概要	企業の経営革新、取引の斡旋、社員教育、各種制度融資など様々な相談にワンストップで応じます。
対象者	特に制限はありません。
募集又は実施時期（時間）	随時相談に応じます。（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）
条件	特に制限はありません。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	<p>〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 公益財団法人 やまなし産業支援機構 中小企業振興部 経営支援課 電話：055-243-1888 FAX：055-243-1890 ホームページアドレス：http://www.yiso.or.jp/</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	専門家派遣事業（15ページ上段参照）

【答えQ1-01-04】

支援制度名称	山梨県よろず支援拠点
制度概要	(1) 総合的・先進的経営アドバイス ・「売上拡大」、「再生・経営改善」、「現場改善」、「創業」等の経営相談に対して、総合的・先進的経営アドバイスを実施します。 (2) 支援チーム等編成支援 ・課題に応じた適切な支援チームを編成し、拠点が中心となり他の支援機関と連携しながら支援するとともに、フォローアップを実施します。 (3) ワンストップサービス ・相談内容に応じて、各連携拠点、専門の支援機関との総合的・一体的な支援体制を整備し、適切な橋渡しを行いワンストップでの経営支援を実施します。
対象者	山梨県において事業を行っている中小企業・小規模事業者等
募集又は実施時期(時間)	土、日、祝祭日を除く毎日8:30~17:15(年末年始を除く)
条件	特にありません。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 (公益財団法人やまなし産業支援機構内) 山梨県よろず支援拠点 電話:055-243-0650 FAX:055-243-1885
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ1-01-05】

支援制度名称	山梨県事業承継・引継ぎ支援センター
制度概要	「後継者がいなくて困っている」、「後継者はいるが、事業承継の進め方が分からない」、「親族への承継を考えている」などの、事業承継の課題解決のため、相談員が無料で相談に応じるほか、必要に応じて専門家の派遣や、M&A仲介業者への橋渡し等を行います。
対象者	県内中小企業・小規模事業者
募集又は実施時期(時間)	受付時間 平日 8時30分~17時15分(年末年始を除く)
条件	特にありません。
その他特記事項	士業等専門家やM&A仲介業者等の利用には、所定の手数料が発生する場合があります。
問い合わせ先	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 公益財団法人やまなし産業支援機構 山梨県事業承継・引継ぎ支援センター 電話:055-243-1830 E-mail:yh-center@yiso.or.jp
インフォメーション ★関連支援制度情報	山梨県中小企業再生支援協議会 山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点 専門家派遣事業

【答えQ1-01-06】

支援制度名称	小企業者組織化特別講習会
制度概要	小企業者による組織化（中小企業連携組織の設立）、小企業者組合による事業、経営、経理・税務、労働、各種法律、中小企業施策等について専門家から学ぶ研修会・講習会の開催について支援をします。
対象者	小企業者及び小企業者組合 （建設業者の場合、従業員が5人以下の事業者は小企業者になります。）
募集又は実施時期（時間）	随時募集中（ただし、当該事業年度12月中まで、講習会の開催は1月15日頃まで）
条件	小企業者及び小企業者組合 （建設業者の場合、従業員が5人以下の事業者は小企業者になります。）
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-0035 山梨県 甲府市 飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階 山梨県中小企業団体中央会 連携組織課 電話：055-237-3215 FAX：055-237-3216 ホームページアドレス：http://www.chuokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	

【答えQ1-01-07】

支援制度名称	制度改正等課題解決環境整備事業
制度概要	コロナ禍における事業継続への取り組み、事業承継、企業の経営力の強化、労働問題への対応など、急激に変わる経済環境、法律など制度の改正等によって生じる中小企業組合や組合員企業等の課題等に対して、講習会の開催や専門家の派遣を行うことにより解決を図り、適正な事業活動ができる環境を整備することを目的とした事業です。 中小企業組合、組合員個々の企業に対する相談、専門家によるアドバイスを行います。
対象者	中小企業・小規模事業者、中小企業組合等
募集又は実施時期（時間）	令和4年12月末まで募集、事業完了は令和5年1月初旬
条件	喫緊に対応しなければならない課題を有する中小企業・小規模事業者及び中小企業組合等
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-0035 山梨県 甲府市 飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階 山梨県中小企業団体中央会 連携組織課 電話：055-237-3215 FAX：055-237-3216 ホームページアドレス：http://www.chuokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	

【答えQ1-01-08】

支援制度名称	窓口相談・巡回相談
制度概要	甲府商工会議所経営指導員又は富士吉田商工会議所経営指導員による窓口相談・巡回相談により、地域商工業者の相談に応じています。
対象者	域内中小企業者
募集又は実施時期(時間)	通年実施しています。
条件	特にありません。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-8512 山梨県 甲府市 相生 2-2-17 甲府商工会議所 電話：055-233-2241 FAX：055-233-2131 ホームページアドレス：https://www.kofucci.or.jp/ 〒403-0004 山梨県 富士吉田市 下吉田 1643-1 富士吉田商工会議所 電話：0555-24-7111 FAX：0555-22-6851 ホームページアドレス：http://www.fyoshidacci.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ1-01-09】

支援制度名称	窓口相談・巡回相談
制度概要	県内の商工会における窓口相談・巡回相談により、地域商工業者の相談に応じています。
対象者	中小・小規模事業者もしくは創業を予定している者
募集又は実施時期(時間)	通年実施しています。
条件	特にありません。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	県内各商工会 もしくは 〒400-0035 甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館3階 山梨県商工会連合会 電話：055-235-2115 FAX：055-235-6756 ホームページアドレス：http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ1-01-10】

支援制度名称	中小・小規模企業の経営力向上に向けた支援
制度概要	経営指導員が中小・小規模事業者が抱える個別の課題に対して相談に応じ、伴走支援することで経営力の向上をサポートします。又、各制度や施策の活用に加え、専門知識や豊富な支援実績を有する専門家を派遣することでより高度な相談にも対応します。
対象者	中小・小規模事業者
募集又は実施時期（時間）	通年実施しています。
条件	専門家派遣に係る費用は無料（派遣回数制限有）
その他特記事項	経営に関するどんな相談にも応じます
問い合わせ先	県内各商工会 もしくは 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館3階 山梨県商工会連合会 電話：055-235-2115 FAX：055-235-6756 ホームページアドレス：http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません

質問 Q1-02	建設業者が抱えている経営、税務、会計、法律、技術、情報化などの課題について、専門家の派遣による個別の相談や指導を受けることができますか。
-------------	--

【答えQ1-02-01】

支援制度名称	専門家派遣事業
制度概要	経営、技術、情報化などの課題について、登録されている専門家（800名）を派遣して課題の解決を支援します。
対象者	経営の向上を目指す県内中小企業者、個人、組合等
募集又は実施時期（時間）	随時実施しています。 （ただし、予算に限度があるため申し込み順となります。）
条件	専門家派遣にかかる謝金・旅費の1/3は企業負担が必要となります。
その他特記事項	謝金上限は21万円（企業負担は7万円）
問い合わせ先	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 公益財団法人 やまなし産業支援機構 中小企業振興部 経営支援課 電話：055-243-1888 FAX：055-243-1890 ホームページアドレス：http://www.yiso.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	窓口相談事業（10ページ下段参照）

【答えQ1-02-02】

支援制度名称	中小企業個別相談事業
制度概要	組合及び組合員企業が直面する人材の確保・育成、後継者に育成、事業承継への取り組み、経営力の向上、事業継続計画や将来ビジョンの策定など高度な専門知識が必要とされる中小企業の事業活動の問題解決のために、専門家による個別指導や講習会などを行い、問題解決と組合及び中小企業の活性化を図ります。
対象者	中小企業・小規模事業者及び中小企業組合等
募集又は実施時期（時間）	組合及び中小企業の要望にもとづき年間を通じて随時実施します。
条件	派遣する専門家に対する謝金の1/3は自己負担が必要となります。
その他特記事項	自己負担額 14,700円～22,000円（謝金44,000円～66,000円の場合）
問い合わせ先	〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階 山梨県中小企業団体中央会 連携組織課 電話：055-237-3215 FAX：055-237-3216 ホームページアドレス：http://www.chuokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ1-02-03】

支援制度名称	組合等課題解決指導事業
制度概要	中小企業者の連携組織体である組合等、業界又は会員企業などが抱える共通の課題・問題の解決のため、又は組合員の多様化するニーズに対応する組合事業の活性化や新事業の展開などに必要とされる専門的な知識の普及などについて、専門家による講習会、事業診断、先進地視察等を行い、組合の活性化や構成中小企業者の発展に寄与します。
対象者	中小企業組合及び中小企業者を構成員とするグループ
募集又は実施時期（時間）	組合及び中小企業の要望にもとづき年間を通じて随時実施します。
条件	派遣する専門家に対する謝金の1/3は自己負担が必要となります。
その他特記事項	自己負担額 14,700円～22,000円（謝金44,000円～66,000円の場合）
問い合わせ先	〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階 山梨県中小企業団体中央会 連携組織課 電話：055-237-3215 FAX：055-237-3216 ホームページアドレス：http://www.chuokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ1-02-04】

支援制度名称	令和3年度事業環境変化対応型支援事業
制度概要	令和5年10月より実施される、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対し、中小企業者及び小規模事業者がスムーズな対応を図れるよう、周知事業、専門家の派遣を行います。
対象者	中小企業・小規模事業者、中小企業組合等
募集又は実施時期（時間）	令和4年12月末まで募集、事業完了は令和5年1月初旬
条件	インボイス導入のための経営診断をはじめ、制度への対応に係る相談に限定されます。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-0035 山梨県 甲府市 飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階 山梨県中小企業団体中央会 連携組織課 電話：055-237-3215 FAX：055-237-3216 ホームページアドレス：http://www.chuokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	

【答えQ1-02-05】

支援制度名称	専門家派遣事業
制度概要	経営に関する課題について、登録されている専門家（中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等）を派遣して課題解決の相談に応じます。
対象者	会員事業所
募集又は実施時期（時間）	随時実施しています。 （ただし、予算に限度があるため申し込み順となります。）
条件	専門家派遣にかかる経費については、初回のみ商工会議所が負担します。
その他特記事項	事前に派遣申込書のご提出をお願いします。
問い合わせ先	〒400-8512 山梨県甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 電話：055-233-2241 FAX：055-233-2131 ホームページアドレス：https://www.kofucci.or.jp/ 〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田1643-1 富士吉田商工会議所 電話：0555-24-7111 FAX：0555-22-6851 ホームページアドレス：http://www.fyoshidacci.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ1-02-06】

支援制度名称	新たな取り組みにより地域の活性化を目指す事業を支援
制度概要	農林水産資源を活用した農商工連携・6次産業化推進、技術や観光等の地域資源の活用による新事業を積極的に展開し、新たな産業の創出を図り、地域活力の再生を目指す事業や取組みを支援します。
対象者	中小・小規模事業者
募集又は実施時期（時間）	通年実施しています。
条件	特にありません。
その他特記事項	専門家派遣を要請する場合は、最寄りの商工会経由で商工会連合会への申込が必要です。
問い合わせ先	県内各商工会 もしくは 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館3階 山梨県商工会連合会 電話：055-235-2115 FAX：055-235-6756 ホームページアドレス：http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ1-02-07】

支援制度名称	魅力ある職場環境づくり推進事業
制度概要	<p>企業の皆様の魅力ある職場環境づくりを支援する事業を実施します。</p> <p>①働き方改革アドバイザーによる企業訪問 企業の現状分析や働き方改革プランの提案などでお手伝いします。</p> <p>②社会保険労務士や経営士などの専門家派遣 企業の魅力ある職場環境づくりに向けた従業員の処遇改善、長時間労働の是正、就業規則の見直し、助成金の活用などの取組を無料で支援します（原則2回）。</p>
対象者	主に県内の中小企業者
募集又は実施時期（時間）	令和5年2月末日まで随時受付
条件	専門家の派遣は原則2回
その他特記事項	上記の他、「働き方改革トップセミナー」を開催（対象：経営者など）します。 詳細が決まり次第、県労政雇用課ホームページなどで別途お知らせします。
問い合わせ先	<p>〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県 産業労働部 労政雇用課 労政担当 電話：055-223-1561 FAX：055-223-1564 ホームページアドレス：https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問
Q1-03

中小建設業者が資金融資等について相談できる窓口はありますか。

【答えQ1-03-01】

支援制度名称	中小企業金融相談窓口
制度概要	○ 県制度融資の紹介をはじめ、各金融機関の融資に関する金融情報を幅広く収集し、中小企業の金融相談に応じます。 ○ 個別事案の性質に応じて、実際に金融機関において融資審査を受ける際の留意事項等についてアドバイスを行います。
対象者	中小企業者
募集又は実施時期(時間)	土、日、祝祭日を除く毎日9:00～16:00 (ただし、12:00～13:00を除きます。) ※水・木・金は専門の金融相談員が対応します。
条件	特にありません。
その他特記事項	電話による予約が可能です。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県産業労働部 産業振興課内 中小企業金融相談窓口 電話：055-223-1554 FAX：055-223-1547
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q1-04	変化する経営環境に対応するため新分野に進出し、新商品や新サービスの開発・提供等による経営革新を行いたいと考えていますが、このような新たな取り組みに対して支援が受けられる制度はありますか。
-------------	---

【答えQ1-04-01】

支援制度名称	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認
制度概要	<p>「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。</p> <p>新事業活動とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入 ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動のことを指します。 <p>特定事業者が、単独又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（これを「経営革新計画」といいます。）を作成して県に提出し、その内容について「中小企業等経営強化法」に基づき承認を受けた場合は、各種支援策を利用することが可能になります。</p>
対象者	<p>申請の対象となる者は特定事業者で、従業員基準を満たせば対象になります。</p> <p>○建設業：500人以下</p>
募集又は実施時期（時間）	<p>随時実施しています。</p> <p>（ただし、承認審査会は約2ヶ月に1回のペースで開催の予定です。）</p>
条件	<p>承認の対象となる経営革新計画の内容は、事業計画の内容が新たな取組であるとともに、3年から5年の計画期間を設定し、その新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることが必要となります。</p>
その他特記事項	<p>経営革新計画の承認を取得した場合、以下のような支援措置が設けられています。但し、計画の承認は支援措置を保証するものではありませんので、計画の承認後、利用を希望する支援策の申請先である支援機関の審査が別途必要となります。</p> <p><主な支援措置の一覧></p> <p>「やまなしイノベーション創出事業費補助金（経営計画等）」、「政府系金融機関による低利融資制度」、「信用保証の特例」など</p> <p>なお、経営革新計画の承認申請書類については、山梨県成長産業推進課ホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/keieikakushin/keieikakushin_gaiyou.html</p>
問い合わせ先	<p>〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県産業労働部 成長産業推進課 起業・経営革新担当 電話：055-223-1544 FAX：055-223-1569 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/index.html</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	○中小企業経営革新サポート事業（10ページ上段参照）

【答えQ1-04-02】

支援制度名称	農商工等連携事業
制度概要	農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて有機的連携を図ることで、お互いの強みを活かした新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要開拓を行う中小企業者を関係機関が連携して総合的に支援します。
対象者	申請の対象となる者は、中小企業者又は組合等 ○建設業：資本金基準3億円以下、従業員基準300人以下
募集又は実施時期（時間）	随時実施しています。 （ただし、国による事業計画の認定スケジュールに従う。）
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者と中小企業者が「有機的連携」 ・お互いの「経営資源」を有効活用 ・「新商品・新サービスの開発等」を実施 ・農林漁業者と中小企業者の「経営の改善」を実現
その他特記事項	申請者は、（独）中小企業基盤整備機構による事業計画のブラッシュアップや事業計画認定後のフォローアップ支援を受けることができます。 参考ホームページ： https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/shijo-kaitaku/katsuyo.html
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県産業労働部 成長産業推進課 起業・経営革新担当 電話：055-223-1544 FAX：055-223-1569 ホームページアドレス https://www.yamanashi.pref.jp/seichosangyo/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	

Q1-05	災害等により財産に相当な損失が生じた場合や、事業を廃止又は休止した場合、県税の徴収猶予を受けることができますか。
-------	--

【答えQ1-05-01】

支援制度名称	県税の徴収猶予
制度概要	災害等により財産に相当な損失が生じた場合や、事業を廃止又は休止した場合等であって、県税を一時に納付することができないと認められるときは、申請により1年以内の期間に限り、県税の徴収猶予を受けることができます。
対象者	一時に納付し、又は納入を行うことができないと認められる納税者又は特別徴収義務者
募集又は実施時期（時間）	
条件	猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、担保提供が必要となる場合があります。
その他特記事項	徴収猶予の他、県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるときは、換価の猶予制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ先	山梨県総合県税事務所（滞納整理部） 住所：笛吹市石和町広瀬785 電話：055-261-9120 E-mail：kenzei-cb@pref.yamanashi.lg.jp
インフォメーション ★関連支援制度情報	

質問 Q2-01	事業の促進、連鎖倒産防止又は事業運営に必要な資金として、何かよい融資制度はないでしょうか。
-------------	---

【答えQ2-01-01】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 事業促進融資
制度概要	合理化、近代化、環境整備に必要な資金、自己資金の不足、長期資本不足、経営拡大に必要な資金、ISO9000認定取得に必要な資金を融資します。
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 2,000万円以内 設備資金 5,000万円以内 (一企業限度額5,000万円)
融資期間	運転資金5年以内(据置期間1年を含む) 設備資金7年以内(据置期間1年を含む)
融資利率	責任共有2.1% (山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合2.2%)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。(信用保証料補助あり)
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-02】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資(連鎖倒産防止関係)
制度概要	取引先企業の倒産等による連鎖倒産防止に必要な資金を融資します。
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金
融資金額	8,000万円以内
融資期間	10年以内(据置期間1年を含む)
融資利率	責任共有 償還期間5年以内1.5% 償還期間10年以内1.7% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号(大型倒産)の規定適用の場合、 全部保証 5年以内1.3% 10年以内1.5%) (山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合 5年以内1.6% 10年以内1.8%)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	○ 信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。 ○ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号とは、大型倒産の発生による取引中小企業者の連鎖倒産を防止するための保証制度です。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-03】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資（不況業種対策関係）
制度概要	国が指定する不況業種が対象であり、次のいずれかに該当する者に対して、必要な資金を融資します。 ①最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している者 ②原油及び石油製品の価格の上昇にもかかわらず、製品価格に転嫁できないため収益が圧迫され、経営の安定に支障が生じている者
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金
融資金額	5,000万円以内
融資期間	10年以内（据置期間1年を含む）
融資利率	責任共有 償還期間5年以内1.3% 10年以内1.5% （山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合、償還期間5年以内1.4% 償還期間10年以内1.6%）
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。（信用保証料補助あり）
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話：055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX：055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-04】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資（経営安定化特別関係）
制度概要	次のいずれかに該当する者に対して、必要な資金を融資します。 ①最近3か月間の売上高または受注量が前年同期と比べ20%以上減少している者 ②最近1か月の売上高または受注量が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高または受注量が前年同期と比べ20%以上減少する見込みの者 ③中小企業信用保険法第2条第5項第7号、第8号に該当する者
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金
融資金額	2,000万円以内
融資期間	10年以内（据置期間1年を含む）
融資利率	責任共有1.6% （山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合1.7%）
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話：055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX：055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-05】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資 (経営環境変動対策関係)
制度概要	次のいずれかに該当する者に対して、必要な資金を融資します。 ①最近3か月の売上高又は受注量が前年同期に比べ5%以上減少している者 ②原油や原材料価格の高騰等により、最近3か月の売上高に占める「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加している者
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金
融資金額	5,000万円以内
融資期間	10年以内 (据置期間1年を含む)
融資利率	責任共有 償還期間5年以内1.5% 10年以内1.7% (山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合、償還期間5年以内1.6% 償還期間10年以内1.8%)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、 JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-06】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資 (経済危機・災害復旧関係)
制度概要	次のいずれかに該当する者に対して、必要な資金を融資します。 ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく指定地域内において、1年以上の事業実績があり、災害等の影響を受けた後原則として1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者 ②激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づく指定地域内において、1年以上の事業実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けた者 ③大規模な経済危機又は災害等により、中小企業信用保険法第2条第6項で定める特例中小企業者として認定を受けた者
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 5,000万円以内 設備資金 5,000万円以内 (一企業限度額5,000万円)
融資期間	運転資金10年以内 (据置期間1年 (③の場合は2年)を含む) 設備資金10年以内 (据置期間1年 (③の場合は2年)を含む)
融資利率	全部保証1.4% (全て山梨県信用保証協会の保証を条件とする。)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	別途山梨県信用保証協会の保証料が必要です。(信用保証料補助あり)
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、 JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-07】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 小規模企業サポート融資
制度概要	事業運営に必要な資金を融資します。 (ただし、本融資申込額と保証協会の既保証債務残高の合計が2,000万円以下であることを要件とします。)
融資対象者	常時使用する従業員の数が20人以下の法人・個人
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 2,000万円以内 設備資金 2,000万円以内 (一企業限度額2,000万円)
融資期間	運転資金7年以内(据置期間1年を含む) 設備資金10年以内(据置期間1年を含む)
融資利率	全部保証1.7% (全て山梨県信用保証協会の保証を条件とする。)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	原則として無担保(原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。)
その他特記事項	別途山梨県信用保証協会の保証料が必要です。(信用保証料補助あり)
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、 JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-08】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 小規模企業強化融資
制度概要	事業運営に必要な資金を融資します。
融資対象者	常時使用する従業員の数が20人以下の法人・個人
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 2,000万円以内 設備資金 2,000万円以内 (一企業限度額2,000万円)
融資期間	運転資金7年以内(据置期間1年を含む) 設備資金10年以内(据置期間1年を含む)
融資利率	責任共有1.7% (山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合1.8%)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、 JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-09】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 経営再生支援融資
制度概要	山梨県中小企業再生支援協議会もしくはやまなし企業支援ネットワークの経営サポート会議の支援を受けて策定した経営改善計画の実施に必要な資金を融資します。
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 5,000万円以内 設備資金 5,000万円以内 (一企業限度額5,000万円)
融資期間	運転資金 10年以内(据置期間1年を含む) 設備資金 10年以内(据置期間1年を含む)
融資利率	責任共有2.1% (全て山梨県信用保証協会の保証を条件とする。)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	別途山梨県信用保証協会の保証料が必要です。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、 JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-10】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 経営力強化融資
制度概要	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援により、自らが作成した事業計画の実施に必要な資金を融資します。
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 5,000万円以内 設備資金 5,000万円以内 (一企業限度額5,000万円)
融資期間	運転資金 5年以内(据置期間1年を含む) 設備資金 7年以内(据置期間1年を含む)
融資利率	責任共有1.8% 全部保証1.6% (全て山梨県信用保証協会の保証を条件とする。)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	別途山梨県信用保証協会の保証料が必要です。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、 JA山梨信連、各農協

【答えQ2-01-11】

制度融資名 (資金名・融資名等)	小規模事業者経営改善資金（マル経資金）
制度概要	この資金は、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦に基づき、無担保・無保証人扱い（信用保証協会の保証も不要です。）で、(株)日本政策金融公庫国民生活事業から融資資金を調達する制度です。
融資対象者	① 管内で1年以上事業を営んでいる ② 商業・サービス業は従業員5名以下、製造業その他は従業員20名以下 ③ 納付すべき税金を完納している ④ 6ヶ月以上、管内の商工会議所又は商工会を利用（経営指導を受けている等）している
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	融資最高限度額2,000万円
融資期間	運転資金7年以内（据置1年以内） 設備資金10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.21%（令和4年5月2日現在）
返済方法	毎月元金均等返済
担保・保証人	不要です。 （ただし、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を要します。）
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-8512 山梨県甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 電話：055-233-2241 FAX：055-233-2131 ホームページアドレス： https://www.kofucci.or.jp/ 〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田7-7-29 富士吉田商工会議所 電話：0555-24-7111 FAX：0555-22-6851 ホームページアドレス： http://www.fyoshidacci.or.jp/ 県内各商工会 もしくは 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館3階 山梨県商工会連合会 電話：055-235-2115 FAX：055-235-6756 ホームページアドレス： http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ2-01-12】

制度融資名 (資金名・融資名等)	スィフト500
制度概要	商工会・保証協会・金融機関の提携により、商工会員の多様な資金ニーズに対応します。
融資対象者	次の①～④の要件をすべて満たす事業所がご利用になれます ①商工会の会員となり3ヶ月以上経過している事業所 ②商工会管内で1年以上事業を営んでいる事業所 ③商工会の会費の滞納がない事業所 ④商工会の推薦が得られる事業所（経営指導員による調査があります）
資金使途	運転資金・設備資金（土地・建物取得資金は除く） 借換え資金（※本融資制度の運転資金の借換えに限ります。）
融資金額	500万円以内
融資期間	7年以内（6ヶ月以内の据え置きを含む）
融資利率	1年以内 : 年2.475%（変動金利） 1年超3年以内 : 年2.775%（変動金利） 3年超 : 年2.975%（変動金利） (令和4年5月現在)
金利優遇	以下のいずれかに該当する会員は0.2%の金利優遇があります ①商工会の記帳代行サービス等の利用者で財務諸表が明確な事業所 ②中小企業新事業活動促進法による経営革新計画承認事業所 ③中小企業会計によるチェックリストを作成している事業所
返済方法	元金均等又は元利均等月賦返済 ※返済期間一年以内は一括返済可
担保・保証人	担保：不要 保証人：個人事業主：不要 法人：代表者1名 原則として、別途、山梨県信用保証協会の保証が必要となります
保証料	利息のほかに、別途信用保証協会の保証料が必要です
取扱金融機関	山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・都留信用組合
問い合わせ先	県内各商工会 もしくは 〒400-0035 甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館3階 山梨県商工会連合会 電話：055-235-2115 FAX：055-235-6756 ホームページアドレス：http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ2-01-13】

制度融資名 (資金名・融資名等)	中小企業倒産防止共済制度（共済金の貸付）
制度概要	中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響によって、中小企業者の方が連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度で、中小企業者の方々の経営の安定を図ることを目的としています。 いわば、「取引先に不測の事態が生じたときの資金手当」をする制度です。 この制度は中小企業倒産防止共済法に基づく制度で、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。
共済加入資格	引き続き1年以上事業を行っている次の中小企業者です。 ○従業員300人以下または資本金3億円以下の製造業、建設業、運輸業その他の業種の会社及び個人。 ○従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業の会社及び個人。 ○従業員100人以下または資本金5,000万円以下のサービス業の会社及び個人。 ○従業員50人以下または資本金5,000万円以下の小売業の会社及び個人。 ○企業組合、協業組合など。 ※ 一部の業種に政令に基づく例外があります。
毎月の掛金等	○毎月の掛金は、5,000円～200,000円まで、5,000円刻みで自由に選ぶことができます。 ○掛金は掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。 ○掛金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人)に算入できます。
貸付条件及び資金用途	○貸付条件 本制度に加入後6か月以上経過している方。 ○資金用途 取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合。 ※ 上記の場合について、共済金の貸付けが受けられます。
貸付金額	貸付限度額は、取引先事業者の倒産により、回収が困難となった売掛金債権等の額と、掛金総額の10倍に相当する額とのいずれか少ない額の範囲内で、契約者の方が請求した額です。ただし、貸付けの最高限度額は、一共済契約者当たりの貸付残高が8,000万円を超えない範囲です。 なお、既に貸付けを受けており、貸付金の残高があるときには、その残高を含め、8,000万円が限度額となります。 また、貸付額は、原則として50万円以上で、5万円刻みの額となります。
貸付期間及び返済方法	5～7年（据置期間6か月を含む）の毎月均等償還です。（貸付額に応じて償還期間が変わります。）
担保・保証人等	無担保、無保証人、無利子です。 ただし、貸付けを受けた共済金額の1/10に相当する額は、掛金総額から控除されます。
その他特記事項	○取引先事業者の「倒産」とは、取引先事業者に、次のいずれかの事態が生じた場合をいいます。 ・ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申し立てがされた場合 ・ 手形交換所に参加する金融機関によって、取引停止処分を受けた場合 ただし、取引先事業者が「夜逃げ」、「内整理」等の場合は倒産には含まれませんので、貸付は受けられません。 ○加入者は取引先事業者に倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。
問い合わせ先	お取引先の銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫などの金融機関の本・支店 又は ○山梨県中小企業団体中央会 電話：055-237-3215 FAX：055-237-3216 ○甲府商工会議所 電話：055-233-2241 FAX：055-233-2131 ○富士吉田商工会議所 電話：0555-24-7111 FAX：0555-22-6851 ○県内各商工会 もしくは 山梨県商工会連合会 電話：055-235-2115 FAX：055-235-6756 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室（コールセンター） 電話：050-5541-7171 ホームページアドレス：http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q2-02	新規事業の開業、経営の多角化等に必要な資金として、何かよい資金融資・調達制度はないでしょうか。
-------------	---

【答えQ2-02-01】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 起業家支援融資
制度概要	開業、分社化等を行おうとする者に対して、必要な資金を融資します。
融資対象者	新規に事業を始めようとする者または開業後5年未満の者、分社化しようとする者または分社化後5年未満の者
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 3,500万円 設備資金 3,500万円 (一企業限度額3,500万円)
融資期間	運転資金10年以内(据置期間1年を含む) 設備資金10年以内(据置期間1年を含む)
融資利率	全部保証1.5% (女性・若者・シニア支援枠:全部保証1.3%) (移住者支援枠:全部保証1.2%) (全て山梨県信用保証協会の保証を条件とする。)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	無担保・原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
その他特記事項	別途山梨県信用保証協会の保証料が必要です。(信用保証料補助あり)
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、 JA山梨信連、各農協

【答えQ2-02-02】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 事業承継支援融資
制度概要	事業承継に必要な資金を融資します。
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 5,000万円 設備資金 10,000万円 (一企業限度額10,000万円)
融資期間	運転資金 5年以内(据置期間1年を含む) 設備資金10年以内(据置期間2年を含む)
融資利率	責任共有1.4% (山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合1.5%)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	山梨県信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。(信用保証料補助あり)
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、 JA山梨信連、各農協

【答えQ2-02-03】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 新分野進出支援融資
制度概要	他の業種への転換、品種転換、経営の多角化、営業譲受等に必要な資金及びデザイン、新技術・新製品の研究開発や企業化等に必要な資金を融資します。
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 3,000万円 設備資金 8,000万円 (一企業限度額8,000万円)
融資期間	運転資金 5年以内(据置期間1年を含む) 設備資金 10年以内(据置期間2年を含む)
融資利率	責任共有1.5% (山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合1.6%)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	山梨県信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。(信用保証料補助あり)
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、JA山梨信連、各農協

【答えQ2-02-04】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県商工業振興資金 成長やまなし応援融資
制度概要	生産性向上、働き方改革、成長産業分野への投資を行おうとする者に対して、必要な資金を融資します。
融資対象者	資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	運転資金 2,000万円 設備資金 10,000万円 (一企業限度額10,000万円)
融資期間	運転資金 5年以内(据置期間1年を含む) 設備資金 10年以内(据置期間1年を含む)
融資利率	責任共有1.5% (山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合1.6%)
返済方法	元金均等割賦方式
担保・保証人	金融機関又は山梨県信用保証協会の定めるところによります。
その他特記事項	山梨県信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。(信用保証料補助あり)
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	商工中金、各都市銀行、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合、JA山梨信連、各農協

質問
Q2-03

短期的な運転資金が必要なのですが、何かよい融資制度はないでしょうか。

【答えQ2-03-01】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県短期事業資金
制度概要	県内中小企業者等が事業を継続するために必要な短期の事業資金を融資します。
融資対象者	従業員数20人以下の小規模企業者(商業・サービス業は5人以下)、 事業協同組合等
資金使途	運転資金
融資金額	法人・個人 500万円以内 組合 7,000万円以内
融資期間	6か月以内
融資利率	法人・個人 責任共有1.6% 全部保証1.4% (山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合1.7%) 組合 責任共有1.4% 全部保証1.2% (山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合1.5%)
返済方法	分割または一括払い
担保・保証人	金融機関または山梨県信用保証協会の定めるところによる。
その他特記事項	山梨県信用保証協会の保証付の場合は別途保証料が必要です。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当 FAX:055-223-1547 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	商工中金、山梨中央銀行、各信用金庫、各信用組合

質問 Q2-04	林業分野(素材生産業、特用林産物生産業関連)に必要な資金として、何かよい融資制度はないでしょうか。
-------------	---

【答えQ2-04-01】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県林業・木材産業改善資金(素材生産業)
制度概要	林業・木材産業改善資金助成法に基づく新たに素材生産業の経営を開始する場合の無利子貸付制度です。
融資対象者	素材生産業を行う個人、資本金1千万円以下又は従業員100人以下の会社
資金使途	立木の取得、伐採・搬出に必要な資金、技術又は経営方法習得のための資金、経営に係る指導又は助言を受けるための資金等。
融資金額	限度額 個人：1,500万円、会社：3,000万円
融資期間	○ 10年以内(3年以内で据置期間の設定が可能)
融資利率	無利子
返済方法	償還期間を1年以内とした貸付金は一時払い、その他は通常10年以内の償還期間での均等年賦支払い。(3年以内の据置期間がある場合はその年数を差し引いた年数での均等割)
担保・保証人	貸付を受ける場合は、農林漁業信用基金の債務保証を受ける必要があります。
その他特記事項	○ 事業実施は原則貸付後です。 ○ 実行経費が貸付対象経費となります。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話：055-223-1650 山梨県林政部 林業振興課 普及指導担当 FAX：055-223-1679 ホームページアドレス：https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	★設備導入：無利子貸付制度

【答えQ2-04-02】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県林業・木材産業改善資金(素材生産業：機械・施設導入)
制度概要	林業・木材産業改善資金助成法に基づく新たに素材生産業の経営を開始する場合の無利子貸付制度です。
融資対象者	素材生産業を行う個人、資本金1千万円以下又は従業員100人以下の会社
資金使途	機械・施設の導入に必要な経費
融資金額	限度額 個人：1,500万円、会社：3,000万円
融資期間	○ 10年以内(3年以内で据置期間の設定が可能)
融資利率	無利子
返済方法	償還期間を1年以内とした貸付金は一時払い、その他は通常10年以内の償還期間での均等年賦支払い。(3年以内の据置期間がある場合はその年数を差し引いた年数での均等割)
担保・保証人	貸付を受ける場合は、農林漁業信用基金の債務保証を受ける必要があります。
その他特記事項	○ 事業実施は原則貸付後です。 ○ 実行経費が貸付対象経費となります。 ○ 償還期間中は、本貸付金により導入した機械、施設等を県に無断で処分できません。 ○ 償還期間中は、本貸付金により導入した機械、施設等を貸付目的以外に使用できません。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話：055-223-1650 山梨県林政部 林業振興課 普及指導担当 FAX：055-223-1679 ホームページアドレス：https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	★資金融資：無利子貸付制度

【答えQ2-04-03】

制度融資名 (資金名・融資名等)	山梨県林業・木材産業改善資金（特用林産物生産）
制度概要	林業・木材産業改善資金助成法に基づく、新たに特用林産物生産を開始する場合の無利子貸付制度です。
融資対象者	特用林産物生産を行う個人、資本金1千万円以下又は従業員100人以下の会社
資金使途	特用林産物生産を新たに開始するにあたって、施設・機械の取得に必要な資金、技術又は経営方法習得のための資金、経営に係る指導又は助言を受けるための資金等。
融資金額	限度額 個人：1,500万円、会社：3,000万円
融資期間	○ 10年以内（3年以内で据置期間の設定が可能）
融資利率	無利子
返済方法	償還期間を1年以内とした貸付金は一時払い、その他は通常10年以内の償還期間での均等年賦支払い。（3年以内の据置期間がある場合はその年数を差し引いた年数での均等割）
担保・保証人	貸付を受ける場合は、農林漁業信用基金の債務保証を受ける必要があります。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施は原則貸付後です。 ○ 実行経費が貸付対象経費となります。 ○ 償還期間中は、本貸付金により導入した機械、施設等を県に無断で処分できません。 ○ 償還期間中は、本貸付金により導入した機械、施設等を貸付目的以外に使用できません。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話：055-223-1650 山梨県林政部 林業振興課 普及指導担当 FAX：055-223-1679 ホームページアドレス：https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q2-05	農業分野に進出する場合に必要な資金として、何かよい融資制度はないでしょうか。
-------------	--

【答えQ2-05-01】

制度融資名 (資金名・融資名等)	農業近代化資金
制度概要	農業経営の近代化を目的とした長期かつ低利の融資制度です。
融資対象者	一般個人農業者・認定農業者・認定就農者・農業を営む法人等。
資金使途	農機具等、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金等。
融資金額	限度額 個人：1,800万円 法人：2億円
融資期間	認定農業者15年以内（うち据置7年以内）、以外の者15年以内（うち据置3年以内）
融資率（利率）	認定農業者100%（0.18～0.45%）、以外の者80%（0.50%）（R4.4.18現在）
返済方法	各年元本均等償還
担保・保証人	山梨県農業信用基金協会による債務保証が適用できます。
その他特記事項	1回あたりの申込限度額が500万円以下の場合、最速1週間以内で融資の可否を判断するクイック融資等があります。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県農政部農業技術課 普及教育・資金担当 電話：055-223-1616 FAX：055-223-1622 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-gjt/ninaitekinyu/shikin_kindaika.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	山梨県信用農業協同組合連合会、各農協、山梨中央銀行、都留信用組合、甲府信用金庫、山梨県民信用組合

【答えQ2-05-02】

制度融資名 (資金名・融資名等)	農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL資金）
制度概要	認定農業者が利用する経営改善のための長期資金です。
融資対象者	認定農業者
資金使途	農地の取得、改良、造成などの費用、農産物の加工施設等の取得費用等。
融資金額	限度額 個人：3億円 法人：10億円
融資期間	25年以内（うち据置10年以内）
融資率（利率）	100%（0.18～0.50%）（R4.4.18現在）
返済方法	元金均等又は元利均等
担保・保証人	原則として必要。
その他特記事項	令和2年度中に借り入れる本資金について、「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体に位置付けられた場合、当初5年間に限り、国の助成により実質無利子になります（国の予算がなくなり次第、終了）。また、クイック融資等の制度があります。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県農政部農業技術課 普及教育・資金担当 電話：055-223-1616 FAX：055-223-1622 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-gjt/ninaitekinyu/shikin_noringyogyo.html
インフォメーション ★取扱金融機関情報	日本政策金融公庫等

質問
Q3-01

建設機器等の設備導入について何かよい融資や貸与制度はないでしょうか。

【答えQ3-01-01】

制度融資名 (資金名・融資名等)	小規模企業者等設備貸与事業（割賦）
制度概要	小規模企業者等において必要とされる設備を（公財）やまなし産業支援機構が代わって購入し、長期・低利で割賦販売します。
融資対象者	○ 県内に工場・事業所を置く中小企業者または創業者 （創業のために必要な設備もしくは経営基盤の強化を図るための設備） ○ 従業員数20人以下、商業・サービス業5人以下 条件付きで21人～50人までは利用可能です。
資金使途	設備資金（新品及び中古）
融資金額	100万円～1億円
融資期間	10年以内
融資利率（特利）	2.00%（1.40%又は2.60%）
返済方法	元金均等月賦償還（口座振替）、据置期間1年以内
担保・保証人	原則として法人にあつては代表者1名
その他特記事項	保証金：利用額の1割以内 申請書類については、（公財）やまなし産業支援機構ホームページからダウンロードすることができます。
問い合わせ先	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 電話：055-243-1888 公益財団法人 やまなし産業支援機構 中小企業振興部 設備支援課 FAX：055-243-1890 ホームページアドレス：http://www.yiso.or.jp/investment/lease.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ3-01-02】

制度融資名 (資金名・融資名等)	小規模企業者等設備貸与事業（リース）
制度概要	小規模企業者等において必要とされる設備を（公財）やまなし産業支援機構が代わって購入し、長期・低利でリースします。
融資対象者	○ 県内に工場・事業所を置く中小企業者または創業者 （創業のために必要な設備もしくは経営基盤の強化を図るための設備） ○ 従業員数20人以下、商業・サービス業5人以下 条件付きで21人～50人までは利用可能です。
資金使途	設備資金（新品及び中古）
融資金額	100万円～1億円
融資期間	3年～10年
融資利率（特利）	月額リース料率（%） 3年 2.959（2.928又は2.990） 4年2.264（2.233又は2.295） 5年 1.840（1.810又は1.870） 6年1.563（1.534又は1.592） 7年 1.363（1.334又は1.392） 8年1.210（1.182又は1.239） 9年 1.094（1.066又は1.122） 10年1.001（0.973又は1.028）
返済方法	元利均等月賦償還（口座振替）
担保・保証人	原則として法人にあつては代表者1名
その他特記事項	申請書類については、（公財）やまなし産業支援機構ホームページからダウンロードすることができます。
問い合わせ先	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 電話：055-243-1888 公益財団法人 やまなし産業支援機構 中小企業振興部 設備支援課 FAX：055-243-1890 ホームページアドレス：http://www.yiso.or.jp/investment/lease.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ3-01-03】

制度融資名 (資金名・融資名等)	県単独設備貸与事業 (割賦)
制度概要	中小企業において必要とされる設備を(公財)やまなし産業支援機構が代わって購入し、長期・低利で割賦販売します。
融資対象者	○ 県内に工場・事業所を置く中小企業者または創業者 (創業のために必要な設備もしくは経営基盤の強化を図るための設備)
資金使途	設備資金(新品及び中古)
融資金額	100万円～1億円
融資期間	10年以内
融資利率(特利)	2.05%(1.45%又は2.65%)
返済方法	元金均等月賦償還(口座振替)、据置期間1年以内
担保・保証人	原則として法人にあっては代表者1名
その他特記事項	保証金 利用額の1割以内 利益制限 5,000万円以下(3年平均税引後利益) 申請書類については、(公財)やまなし産業支援機構ホームページからダウンロードすることができます。
問い合わせ先	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 電話:055-243-1888 公益財団法人 やまなし産業支援機構 中小企業振興部 設備支援課 FAX:055-243-1890 ホームページアドレス: http://www.yiso.or.jp/investment/lease.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ3-01-04】

制度融資名 (資金名・融資名等)	県単独設備貸与事業 (リース)
制度概要	中小企業において必要とされる設備を(公財)やまなし産業支援機構が代わって購入し、長期・低利でリースします。
融資対象者	○ 県内に工場・事業所を置く中小企業者または創業者 (創業のために必要な設備もしくは経営基盤の強化を図るための設備)
資金使途	設備資金(新品及び中古)
融資金額	100万円～1億円
融資期間	3年～10年
融資利率(特利)	月額リース料率(%) 3年 2.962(2.930又は2.993) 4年2.267(2.235又は2.298) 5年 1.842(1.812又は1.872) 6年1.566(1.536又は1.595) 7年 1.365(1.337又は1.394) 8年1.213(1.185又は1.241) 9年 1.096(1.068又は1.124) 10年1.003(0.975又は1.030)
返済方法	元利均等月賦償還(口座振替)
担保・保証人	原則として法人にあっては代表者1名
その他特記事項	利益制限 5,000万円以下(3年平均税引後利益) 申請書類については、(公財)やまなし産業支援機構ホームページからダウンロードすることができます。
問い合わせ先	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 公益財団法人 やまなし産業支援機構 中小企業振興部 設備支援課 電話:055-243-1888 FAX:055-243-1890 ホームページアドレス: http://www.yiso.or.jp/investment/lease.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q4-01	農業分野に進出したいのですが、主な補助事業について教えてください。
-------------	-----------------------------------

【答えQ4-01-01】

補助金等名称	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））
事業概要	都道府県又は市町村等が作成した、農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進を図るための「活性化計画」の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する。
募集時期	事業実施前年度の2月15日頃まで（年度毎に募集期間を定めるため変更になる可能性あり）
補助対象者	市町村、農業協同組合、地方公共団体等が出資する法人、農林漁業者等の組織する団体、NPO法人等
補助対象経費	農林水産物処理・加工施設等の生産施設、簡易給排水施設等の生活環境施設、農産物直売所等の地域間交流拠点施設
補助率	定額、定率（1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3以内等）
限度額	総事業費のうち8億円までを交付対象事業費（国費として4億円まで）。
事業期間	活性化計画の期間内で原則として3年以内（5年間で限度）
その他特記事項	山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、特定農山村法の指定を受けている地域での事業は、交付補助額がその他に比べ上乘せの場合あり
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県 甲府市 丸の内 1-6-1 山梨県 農政部 耕地課 計画調整担当 電話：055-223-1629 FAX：055-223-1624 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/kouchi/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型）） https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html

【答えQ4-01-02】

補助金等名称	企業的農業経営推進支援モデル事業（県単独公共事業）
事業概要	企業などの農業参入をやすくするため、ほ場整備や農道などの生産基盤の条件を整備するモデル的な取り組みに支援する。
募集時期	原則、事業実施する前年度の12月までとなりますが、早めに相談下さい。
補助対象者	市町村、土地改良区、農業協同組合等
補助対象経費	ほ場、農道、農業用水路などの生産基盤整備（オーダーメイド整備を含む）、換地、交換分合等
補助率	事業費の50%以内
限度額	年度内で完成できる範囲とする。
事業期間	原則として1年間。
その他特記事項	企業的経営面積が1ha以上であること。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県 甲府市 丸の内 1-6-1 山梨県 農政部 担い手・農地対策課 荒廃農地活用推進担当 電話：055-223-1611 FAX：055-223-1604 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	県ホームページに情報を提供しています。

質問
Q4-02

従業員の研修や教育訓練等に活用できる助成金はないでしょうか。

【答えQ4-02-01】

助成金等名称	人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）
制度概要	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者に対して職業訓練を行う事業主に対して助成を行い、職業能力開発を通じたキャリアアップを目的としています。
対象事業主	次の要件を満たす事業主が活用いただけます。 ○雇用保険適用事業所の事業主であること。 ○過去5年間雇用保険二事業に係る助成金について不正受給を行ったことがないこと。 ○支給申請をした年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を滞納していないこと。 ○過去1年間労働関係法令の違反を行ったことがないこと。 ○支給に係る事業所において風俗営業等を行っている事業主でなく、暴力団関係事業主等でないこと。 ○対象期間内に、事業主都合の解雇等をしたことがない事業主であること。 ○対象期間内に、特定受給資格者となる離職理由により3人を超え、かつ、被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させていない事業主であること。 ○他にも要件がありますので、詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
対象助成コース	特別育成訓練コースには①～③の訓練があります。 ①一般職業訓練 ○off-JTにより行う訓練（1年以内の訓練）（育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練を含む） ②有期実習型訓練 「ジョブ・カード」を活用したoff-JTとOJTを組み合わせる訓練（2か月～6か月の訓練）
限度額	●off-JT分の支給額 賃金助成：1人1時間当たり 760円<960円>（475円<600円>） ※1人当たりの助成時間数は1、200時間を限度 経費助成：1人当たり off-JTの訓練時間数に応じた額 15万～50万円（10万～30万円） ●OJT分の支給額 実施助成：10万円<13万円>（9万円<12万円>） <>は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は大企業の額 ◆1年度1事業所当たりの支給限度額は1,000万円
その他特記事項	受講者が計画時間数（有期実習型訓練の場合はOJTとoff-JTそれぞれの計画時間数）の8割以上を受講していない場合は支給されません。また、職業訓練の実施に要した経費については、申請事業主が全て負担していることが必要です。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 訓練室 （特別育成訓練コース・訓練計画提出先） TEL：055-225-2861 FAX：055-225-2785
インフォメーション ★関連支援制度情報	

【答えQ4-02-02】

助成金等名称	<p>人材開発支援助成金 ○建設労働者技能実習コース（経費助成、賃金助成）</p>
制度概要	<p>中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習（委託含む）を行った場合、経費及び賃金の一部を助成します。</p>
対象事業主	<p>次の要件を満たす事業主が利用できます。 ○雇用保険適用事業所の事業主であること。 ○中小建設事業主(資本金若しくは出資総額が3億円以下又は常用労働者が300人以下)であること。 ○令和4年度における雇用保険料率 12.5/1,000（4～9月）、16.5/1,000（10～3月）の適用を受ける事業主。 ○支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと。 ○過去3年間雇用保険二事業に係る助成金について不正受給を行ったことがないこと。 ※他にも要件がありますので、詳しくは問い合わせ先まで</p>
助成対象経費	<p>○技能実習（経費助成） 雇用保険被保険者が20人以下の場合、事業主が負担した実費相当額の3/4 雇用保険被保険者が21人以上の場合、事業主が負担した実費相当額のうち 35歳未満の労働者については7/10 35歳以上の労働者については9/20</p> <p>○技能実習（賃金助成） 技能実習の受講期間において1人1日当たり8,550円（雇用保険被保険者が21人以上の場合は7,600円）（1日3時間以上受講した日に限る）</p>
限度額	<p>ひとつの技能実習につき1人あたり ○技能実習（経費助成）：10万円を限度 ○技能実習（賃金助成）：20日分を限度</p>
その他特記事項	<p>○当該助成金を受給するには、対象労働者や対象となる技能講習など、他にも各種支給要件が定められておりますので、事前にお問い合わせください。 なお、厚生労働省ホームページでも詳細をご覧になることができます。</p>
問い合わせ先	<p>〒400-8577 山梨県 甲府市 丸の内 1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 TEL：055-225-2858 FAX：055-225-2786</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	<p>厚生労働省が建設事業主に対して支給する助成金には、他にも以下のものがあります。 ○人材確保等支援助成金 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）</p>

助成金等名称	人材開発支援助成金（特定訓練コース・一般訓練コース・教育訓練休暇付与コース・人への投資促進コース）																																																			
助成概要	労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するために、職務に関連した専門的な知識及び技能習得の職業訓練などを実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入・実施した事業主に対し助成する制度です。																																																			
対象事業主	<p>助成金を活用できる事業主の主な要件は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険適用事業所の事業主であること。 ○事業内職業能力開発計画、年間職業能力開発計画を作成し、従業員に周知していること。 ○職業能力開発推進者を選任している事業主であること。 ○訓練等を受けさせる期間中も所定労働時間労働した場合に支払う賃金の額を支払っていること。 ○訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請日までの間に雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（勸奨退職を含む）をしたことがない事業主であること。 ○他にも要件がありますので、詳細は問い合わせ先にお尋ねください。 																																																			
助成対象訓練・制度	<ul style="list-style-type: none"> ①特定訓練コース <ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOff-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い訓練について助成 ②一般訓練コース <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の訓練 ③教育訓練休暇付与コース <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ④人への投資促進コース（国民の方からのご提案をもとに新たな支援メニューを新設） <ul style="list-style-type: none"> ・人への投資を加速化するためデジタル分野など（高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練、情報技術分野認定自習併用職業訓練、自発的職業能力開発訓練、定額制訓練、長期教育訓練休暇等制度）の訓練について助成（令和4年度から令和6年度まで） 																																																			
助成額・率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">支給対象となる訓練</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">Off-JT</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">賃金助成 (1人1時間当たり)</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">経費助成</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">実施助成 (1訓練当たり)</th> </tr> <tr> <th style="font-size: small;">()内は大企業</th> <th style="font-size: small;">生産性要件を満たす場合</th> <th style="font-size: small;">()内は大企業</th> <th style="font-size: small;">生産性要件を満たす場合</th> <th style="font-size: small;">()内は大企業</th> <th style="font-size: small;">生産性要件を満たす場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①特定訓練コース</td> <td>Off-JT</td> <td>760円 (380円)</td> <td>960円 (480円)</td> <td>45% (30%)</td> <td>60% (45%)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>OJT</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20万円 (11万円)</td> <td>25万円 (14万円)</td> </tr> <tr> <td>②一般訓練コース</td> <td>Off-JT</td> <td>380円</td> <td>480円</td> <td>30%</td> <td>45%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③教育訓練休暇付与コース (教育訓練休暇制度)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>36万円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④「人への投資促進コース」は訓練コースごとに賃金助成、経費助成等それぞれ異なります。詳細は問い合わせ先にお尋ねください。</p>							支給対象となる訓練	Off-JT	賃金助成 (1人1時間当たり)		経費助成		実施助成 (1訓練当たり)		()内は大企業	生産性要件を満たす場合	()内は大企業	生産性要件を満たす場合	()内は大企業	生産性要件を満たす場合	①特定訓練コース	Off-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	—	—	OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	②一般訓練コース	Off-JT	380円	480円	30%	45%	—	—	③教育訓練休暇付与コース (教育訓練休暇制度)		—	—	30万円	36万円	—	—
支給対象となる訓練	Off-JT	賃金助成 (1人1時間当たり)		経費助成		実施助成 (1訓練当たり)																																														
		()内は大企業	生産性要件を満たす場合	()内は大企業	生産性要件を満たす場合	()内は大企業	生産性要件を満たす場合																																													
①特定訓練コース	Off-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	—	—																																													
	OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)																																													
②一般訓練コース	Off-JT	380円	480円	30%	45%	—	—																																													
③教育訓練休暇付与コース (教育訓練休暇制度)		—	—	30万円	36万円	—	—																																													

限 度 額	<p>①貸金助成限度額（1人当たり） ●Off-JT貸金助成（1人1訓練当たり） 特定訓練コース、一般訓練コース共に1,200時間が限度時間となります。ただし認定職業訓練、専門実践教育訓練については1,600時間が限度時間となります。 ※特定訓練コース及び一般訓練コースを事業主団体等が実施した場合は貸金助成及び実施助成は対象となりません</p> <p>②経費助成限度額（1人当たり） 1人1年間職業能力開発計画（Off-JTに限る）あたりの経費助成の限度額は実訓練時間に応じて下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="424 331 1401 667"> <thead> <tr> <th>支給対象となる訓練</th> <th>企業規模</th> <th>20時間以上 100時間未満</th> <th>100時間以上 200時間未満</th> <th>200時間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①特定訓練コース</td> <td>・中小企業 ・事業主団体等</td> <td>15万円</td> <td>30万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>・中小企業以外</td> <td>10万円</td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>②一般訓練コース</td> <td>・事業主 ・事業主団体等</td> <td>7万円</td> <td>15万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>③教育訓練休暇付与コース</td> <td colspan="4">定額助成を1度限り</td> </tr> </tbody> </table> <p>④「人への投資促進コース」の限度額は訓練コースごとに異なります。詳細は問い合わせ先にお尋ねください。</p>	支給対象となる訓練	企業規模	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上	①特定訓練コース	・中小企業 ・事業主団体等	15万円	30万円	50万円	・中小企業以外	10万円	20万円	30万円	②一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	7万円	15万円	20万円	③教育訓練休暇付与コース	定額助成を1度限り			
支給対象となる訓練	企業規模	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上																					
①特定訓練コース	・中小企業 ・事業主団体等	15万円	30万円	50万円																					
	・中小企業以外	10万円	20万円	30万円																					
②一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	7万円	15万円	20万円																					
③教育訓練休暇付与コース	定額助成を1度限り																								
その他特記事項	<p>○受講者が助成対象訓練時間数の8割以上出席していなければ、経費・貸金ともに助成の対象となりません。</p> <p>○特定訓練コース及び育休中等の者に対する訓練については10時間以上、一般訓練コースは20時間以上である必要があります。</p>																								
問い合わせ先	<p>〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 訓練室 TEL:055-225-2861 FAX:055-225-2785</p>																								
インフォメーション ★関連支援制度情報																									

質問 Q4-03	新しく労働者を雇用した場合に、何か活用できる助成金はないでしょうか。
-------------	------------------------------------

【答えQ4-03-01】

助成金等名称	特定求職者雇用開発助成金
制度概要	新たに高年齢者や障害者等の就職が特に困難な方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により新たに雇い入れ、継続雇用する事業主に対して賃金の一部を助成します。
申請期間	原則、雇入6ヶ月経過後の2ヶ月以内
対象事業主	ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、新たに高年齢者や障害者等の就職が特に困難な方を雇い入れた事業主
限度額	対象者の種別、企業規模により支給額が異なります。詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
その他特記事項	申請期間、支給要件等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	各ハローワーク 又は 〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス：https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-03-02】

助成金等名称	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
制度概要	職業経験の不足などから安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により原則3カ月間の試用雇用（トライアル雇用）を行い、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。
申請期間	申請期間等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
対象事業主	次の①～⑤のいずれかに該当する者を雇い入れた事業主 ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している人 ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人 ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人 ④ 紹介日において、55歳未満かつ安定した職業に就いていない者であって、安定所・紹介事業者等において一定の支援を受けている人 ⑤ その他就職支援を行うに当たって特別の配慮を要する者 ※上記詳細につきましては、問い合わせ先にお尋ねください。 また、これ以外にも要件がありますのでご留意願います。
助成率	支給額は対象労働者1人につき原則月額4万円、支給上限は3か月分までです。
限度額	助成率の欄を御覧ください。
その他特記事項	申請期間、支給要件、支給額等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	各ハローワーク 又は 〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス：https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） 若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成（助成率は原則一般トライアルコースと同様。）。

【答えQ4-03-03】

助 成 金 等 名 称	トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）
制 度 概 要	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により原則3カ月間の試行雇用（トライアル雇用）を行い、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。
申 請 期 間	申請期間等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
対 象 事 業 主	次の①～②のいずれにも該当する者を雇い入れた事業主 ① 離職している人（離職と同様の状態を含む） ② 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している人 ※上記詳細につきましては、問い合わせ先にお尋ねください。 また、これ以外にも要件がありますのでご留意願います。
助 成 率	新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースの受給額は対象労働者1人につき原則月額4万円、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの受給額は原則2.5万円です。支給上限は3か月分までです。
限 度 額	助成率の欄を御覧ください。
そ の 他 特 記 事 項	申請期間、支給要件、受給額等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問 い 合 わ せ 先	各ハローワーク 又は 〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） 若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成（助成率は原則新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコースと同様。）。

【答えQ4-03-04】

助成金等名称	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）
制度概要	雇用機会が特に不足している地域等で事業所の設置・整備や創業を行うことに伴い、その地域に居住する求職者等を雇い入れた場合に事業主に対して助成金を支給します。
申請期間	申請期間等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
対象事業主	同意雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域（※）で事業所の設置・整備に伴い、求職者の雇い入れを行った事業主 ※該当地域の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
助成額	助成金は、計画日から完了日までの間に要した事業所の設置・整備費用と増加した対象労働者の数に応じて、48万円～960万円（※）を1年ごとに最大3回支給されます。 ただし、創業の場合は、1回目の支給において、支給額の同額程度が上乗せされます。中小企業の場合は、1回目の支給において、支給額の1/2相当額が上乗せされます。 ※助成額の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
限度額	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
その他特記事項	申請期間、支給要件、受給額等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス：https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-03-05】

助成金等名称	労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）
制度概要	再就職援助計画等の対象者を離職後3カ月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合に助成。
申請期間	申請期間等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
対象事業主	再就職援助計画等の対象者を離職後3カ月以内に期間の定めのない労働者（雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者）として雇い入れた場合に支給します。
助成率	1人あたり30万円（優遇助成の場合40万円、さらに一定の条件を満たした場合60万円～100万円）
限度額	1年度1事業所あたり500人が上限
その他特記事項	申請期間、支給要件、受給額等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	各ハローワーク 又は 〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス：https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku
インフォメーション ★関連支援制度情報	労働移動支援助成金（再就職支援コース）

【答えQ4-03-06】

助成金等名称	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）
制度概要	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大する事業主に助成するものであり、中途採用の拡大を通じた生産性向上に取り組む事業主への支援を目的としています。
申請期間	申請期間等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
対象事業主	事前に中途採用計画を提出した上で、中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大（【A 中途採用率の拡大】、【B 45歳以上の方の初採用】または【C 情報公表+中途採用者数の拡大】）を図る事業主 ※上記詳細につきましては、問い合わせ先にお尋ねください。 また、これ以外にも要件がありますのでご留意願います。
助成率	実施した措置等により支給額が異なります。詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
限度額	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
その他特記事項	申請期間、支給要件、受給額等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス：https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-03-07】

助成金等名称	中途採用等支援助成金（UIJターンコース）
制度概要	東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対して助成するものであり、移住者の雇用機会の拡充及び雇用の安定を目的としています。
申請期間	申請期間等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
対象事業主	事前に採用計画書を提出した上で、東京圏からの移住者を雇い入れた事業主 ※地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限ります。 ※新規学卒者および新規学卒者との採用の枠組みで採用された者は除きます。 ※これ以外にも要件がありますのでご留意願います。
助成率	助成対象経費の合計額に、1/2（中小企業以外は1/3）を乗じた額。 ※詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
限度額	100万円
その他特記事項	申請期間、支給要件、受給額等の詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス：https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-03-08】

補助金等名称	山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金
事業概要	不安定な就労状態にある就職氷河期世代の安定した雇用を促進するため、国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給決定を受けた事業主に対し、助成金を上乗せ支給し、非正規雇用労働者と失業状態の者の正規雇用・定着を支援します。
申請受付期間	令和4年4月1日（金）～令和5年3月10日（金）
補助対象事業者	「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給対象事業者であること等
助成金額	「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の第1期支給決定金額と同額
限度額	中小企業事業者30万円/人 中小企業事業者以外25万円/人
その他特記事項	交付申請は「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の第1期支給決定通知の受領後30日以内に、助成金交付申請書に関係書類を添えて提出。詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県産業労働部 労政雇用課 地域雇用担当 電話：055-223-1562 FAX：055-223-1564 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-03-09】

補助金等名称	山梨県就職氷河期世代正社員化促進奨励金
事業概要	就職氷河期世代の正社員雇用の促進を図るため、国の「キャリアアップ助成金（正社員化コース）[有期⇒正規][無期⇒正規]」の支給決定を受けた事業主に対し、奨励金を上乗せ支給し、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを支援します。
申請受付期間	令和4年4月1日（金）～令和5年3月10日（金）
補助対象事業者	「キャリアアップ助成金（正社員化コース）[有期⇒正規][無期⇒正規]」の支給対象事業者のうち、就職氷河期世代の正社員化を行った事業者
支給金額	10万円/人
その他特記事項	交付申請は「キャリアアップ助成金（正社員化コース）[有期⇒正規][無期⇒正規]」支給決定通知の受領後30日以内に、奨励金交付申請書に関係書類を添えて提出。詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県産業労働部 労政雇用課 地域雇用担当 電話：055-223-1562 FAX：055-223-1564 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q4-04	従業員の雇用改善や魅力ある職場づくりへ取り組む場合、何か良い支援制度 はありますか。
-------------	---

【答えQ4-04-01】

助成金等名称	人材確保等支援助成金 ○若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
制度概要	若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、 経費の一部を助成します。
対象事業主	「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」を実施する雇用保険料率が令和4年 度は12.5/1,000（4～9月）、16.5/1,000（10～3月）の建設事業主が利用でき ます。 「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」とは以下のような事業です。 ①建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業 （現場見学会、体験実習、インターンシップなど） ②技能の向上を図るための活動等に関する事業 入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会、建設労働者への公的資格の取 得に関する講習会など ③労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業 （安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、期間雇用労働者の健康診断（要件あり）など） ④技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業 （優良な技術者・技能者に対する表彰制度など） ⑤雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業 （雇用管理研修（別途要件あり）または職長研修（別途要件あり）の実施） ⑥雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の受講に関する事業 （雇用する労働者に雇用管理研修や雇用管理責任者講習等を受講させた場合など） ⑦女性労働者の入職や定着の促進に関する事業 （優良な女性労働者に対する表彰制度、女性労働者向けのキャリアパス作成など） ※他にも要件がありますので、詳しくは問い合わせ先まで
助成対象経費	○「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」の①から⑤と⑦については、実施 に要した費用（対象経費に係る基準あり）の合計額の3/5（中小建設事業主以外 は9/20）に相当する額 ○「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」の⑥については、労働者1人につ き日額8,550円を支給
限度額	○「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」の支給上限額は、一事業年度につ き200万円まで ○「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」の⑥については、1日3時間以上 受講した日のみを対象とし、6日を限度
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 TEL：055-225-2858 FAX：055-225-2786
インフォメーション ★関連支援制度情報	厚生労働省が建設事業主に対して支給する助成金には他にも以下のものがあります。 ○人材開発支援成助成金 建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）

【答えQ4-04-02】

助成金等名称	人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)
制度概要	雇用管理制度(諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場づくりを目的としています。
対象事業主	事前の認定計画に基づき、雇用管理制度を導入・実施し、離職率の低下目標を達成した事業主。
助成額	従業員数に応じて一定ポイント以上、離職率を低下させた場合に57万円を支給(生産性要件を満たした場合は72万円)
限度額	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
その他特記事項	令和4年度は計画の新規受付を休止しています。詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 TEL:055-225-2858 FAX:055-225-2786
インフォメーション ★関連支援制度情報	

質問
Q4-05

雇用調整をする場合に支給される助成金がありますか。

【答えQ4-05-01】

助成金等名称	雇用調整助成金
制度概要	景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行い、雇用の維持を図る事業主に対して助成するもので、失業の予防や雇用の安定を目的としています。
対象事業主	景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を計画し、対象期間中に実施した事業主
助成率	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
限度額	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	各ハローワーク 又は 〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	新型コロナウイルス感染症の影響による休業の場合は特例があります。

【答えQ4-05-02】

助成金等名称	労働移動支援助成金（再就職支援コース）
制度概要	民間の職業紹介事業者に再就職援助計画等の対象となる労働者の再就職支援を委託し、再就職を実現させた事業主に助成するもので、労働者の早期再就職の促進を目的としています。
対象事業主	離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のための措置を講じた事業主
助成率	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
限度額	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	各ハローワーク 又は 〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

質問 Q4-06	事業場内の最低賃金の引上げをする場合に支給される助成金がありますか。
-------------	------------------------------------

【答えQ4-06-01】

助成金等名称	業務改善助成金
対象事業場	以下の2つの要件を満たす事業場 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ②事業場規模100人以下
主な支給要件	<p>助成金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。 ●助成金支給までの流れ <ul style="list-style-type: none"> ①交付申請書・事業実施計画などを、労働局へ提出→審査→交付決定 ②交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 ③労働局に事業実施結果を報告→審査→支給 <p>※ 通常の事業活動に伴う経費（（例）事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、広告宣伝費等）や単なる経費削減を目的とした経費（（例）LED電球への交換等）等は対象となりません。</p> <p>※ 交付申請後、交付決定を受けた後の費用が対象となりますので、交付決定前に購入契約を締結した経費は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●詳細につきましてはHPをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html
助成率	【事業場内最低賃金900円未満】4/5 生産性要件を満たした場合は9/10
その他特記事項	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q4-07	従業員を対象とした福利厚生に関する何かよい支援制度はありますか。
-------------	----------------------------------

【答えQ4-07-01】

助 成 金 名	勤労者財産形成促進制度（財形制度）
事 業 概 要	<p>財形制度は勤労者（従業員）の「貯蓄」や「持家取得」といった「財産づくり」を国や事業主が支援する制度で、主な内容として「財形貯蓄制度」と「財形融資制度」があります。</p> <p>「財形貯蓄」には、資金の用途目的を定めない「一般財形」、老後の資金づくりとしての「年金財形」及びマイホームの資金づくりとしての「住宅財形」の3種類があり、それぞれの目的に合わせて選ぶことができます。</p> <p>また、「財形融資」には、「財形持家転貸融資」があり、財形貯蓄残高に応じて融資（住宅ローン）を受けることができます。</p>
財形貯蓄の要件	<p>財形貯蓄ができる勤労者は、職業の種類を問わず、事業主に雇用される方をいいます。したがって、勤労者とは雇用労働者のすべてを含み、当然のことながら、国家公務員、地方公務員、船員等も含まれることになります。</p> <p>なお、アルバイト・パートタイマー・派遣社員の方でも継続して雇用が見込まれる場合は、積立期間要件を守って契約を締結できれば財形貯蓄をすることができます。</p>
融資額（限度額）	<p>○ 「財形持家転貸融資」 財形貯蓄を1年以上行っていれば、残高50万円以上の場合、財形貯蓄残高の10倍、最高4,000万円まで、マイホームの取得やリフォームのための資金を借りることができます。 ※新築・購入などに必要な額（所要額）の90%まで</p> <p>○ 「融資金利」 5年間固定金利で、令和4年4月1日現在、0.75%となっています。 ※金利は年4回（4、7、10、1月）改定されます。</p>
その他特記事項	<p>○ 従業員の皆様が財形貯蓄・財形持家転貸融資をご利用いただくためには、ご勤務先の会社が財形制度を導入していただくことが必要です。導入方法については、財形取扱金融機関及び下記にお問い合わせ下さい。</p> <p>○ 18歳以下の子等（胎児を含む）を扶養されている方には、特例措置として、当初5年間通常の貸付金利より0.2%引き下げた金利でご利用いただけます。</p> <p>○ 常用労働者300人以下の企業にお勤めの方には、特例措置として、当初5年間通常の貸付金利より0.2%引き下げた金利でご利用いただけます。</p> <p>○ リフォーム資金の貸付金利も、新築・購入資金の貸付金利と同一の利率でご利用いただけます。また、200万円以下のリフォーム資金のご融資については、物的担保は不要です。</p>
問い合わせ先	<p>〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部 電話：03-6731-2934、2935 FAX：03-3980-3365 ホームページアドレス：https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	※財形制度に関する資料は、上記ホームページの資料請求からダウンロードする事ができ、すぐに確認できます。

質問 Q4-08	高年齢者の継続雇用に対する、何かよい支援制度はないでしょうか。
-------------	---------------------------------

【答えQ4-08-01】

補助金等名称	65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）
制度概要	65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。
募集時期	予算の範囲内で随時募集しています。
支給対象者	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
支給額	「対象被保険者数」及び「定年等を引上げる年数」に応じて支給します。詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
その他特記事項	支給要件等詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-0854 山梨県甲府市中小河原町403-1（ポリテクセンター山梨内） （独）高年齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部 高年齢・障害者業務課 電話 055-242-3723 FAX 055-242-3721 ホームページ http://www.jeed.go.jp/ （独）高年齢・障害・求職者雇用支援機構
インフォメーション ★関連支援制度情報	70歳までの就業機会の確保などに向けた高齢者の戦力化のための条件整備等について、65歳超雇用推進プランナー等を派遣し、具体的な提案等（無料）を行います。

【答えQ4-08-02】

補助金等名称	65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）
事業概要	高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度（賃金制度、健康管理制度等）の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。
募集時期	予算の範囲内で随時募集しています。
補助対象者	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
補助対象経費	・高年齢者を対象とした能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し又は導入及び法定の健康診断以外の健康管理制度の導入等
支給額	支給対象経費（※）に60%＜75%＞（中小企業事業主以外は45%＜60%＞）を乗じた額を支給します。 （※）高年齢者の雇用管理制度の導入等に必要な専門家への委託費・コンサルタントとの相談等に要した経費等（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。 ＜ ＞内は厚生労働省の定める生産性要件を満たす場合の額になります。
その他特記事項	支給要件等詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-0854 山梨県甲府市中小河原町403-1（ポリテクセンター山梨内） （独）高年齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部 高年齢・障害者業務課 電話 055-242-3723 FAX 055-242-3721 ホームページ http://www.jeed.go.jp/ （独）高年齢・障害・求職者雇用支援機構
インフォメーション ★関連支援制度情報	70歳までの就業機会の確保などに向けた高齢者の戦力化のための条件整備等について、65歳超雇用推進プランナー等を派遣し、具体的な提案等（無料）を行います。

【答えQ4-08-03】

補助金等名称	65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）
制度概要	50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主に対して一定額を助成します。
募集時期	予算の範囲内で随時募集しています。
支給対象者	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
支給額	対象労働者1人あたり48万円(中小企業事業主以外は38万円)を支給します。 なお、生産性要件を満たす場合には対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)となります。ただし、1支給申請年度1適用事業所あたり10人までを上限とします。
その他特記事項	支給要件等詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-0854 山梨県甲府市中小河原町403-1（ポリテクセンター山梨内） （独）高年齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部 高年齢・障害者業務課 電話 055-242-3723 FAX 055-242-3721 ホームページ http://www.jeed.go.jp/ （独）高年齢・障害・求職者雇用支援機構
インフォメーション ★関連支援制度情報	70歳までの就業機会の確保などに向けた高齢者の戦力化のための条件整備等について、65歳超雇用推進プランナー等を派遣し、具体的な提案等（無料）を行います。

質問 Q4-09 働く時間の縮減の取組に関する助成金を知りたい

【答えQ4-09-01】

補助金等名称	働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コース
制度概要	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成
対象事業場	中小企業事業主
主な支給要件	助成金対象の取組を行い、成果目標を達成した場合に支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給
助成金の額	費用の3/4を助成（上限あり） *事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
その他特記事項	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-09-02】

補助金等名称	働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コース
制度概要	勤務間インターバルを導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成
対象事業場	中小企業事業主
主な支給要件	助成金対象の取組を行い、成果目標を達成した場合に支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給
助成金の額	費用の3/4を助成（上限あり） *事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
その他特記事項	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-09-03】

補助金等名称	働き方改革推進支援助成金 労働時間適正管理推進コース
制度概要	労務・労働時間の適正管理を推進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成
対象事業場	中小企業事業主
主な支給要件	助成金対象の取組を行い、成果目標を達成した場合に支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給
助成金の額	費用の3/4を助成（上限あり） *事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
その他特記事項	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-09-04】

補助金等名称	働き方改革推進支援助成金 団体推進コース
制度概要	中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引き上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成
対象事業場	事業主団体：中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上である必要がある。（他要件あり）
主な支給要件	助成金対象の取組を行い、成果目標を達成した場合に支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給
助成金の額	以下のいずれか低い方の額 ①対象経費の合計額、②総事業費から収入額（※）を控除した額、③上限額 ※例えば、試作品を試験的に販売、収入が発生する場合などが該当
その他特記事項	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q4-10	仕事と家庭の両立支援に関する助成金等について知りたい
-------------	----------------------------

【答えQ4-10-01】

補助金等名称	両立支援等助成金 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）
制度概要	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置等を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に助成
対象事業場	中小企業事業主
主な支給要件	[第1種]・育児休業取得者 ・代替要員加算 [第2種]・育児休業取得率の30%以上上昇（各期間による） ※詳細要件があります。
助成金の額	[第1種]・育児休業取得 20万円（1事業主1回限り） ・代替要員加算 20万円 [第2種]・各期間により異なります（20万円～60万円）
その他特記事項	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-10-02】

補助金等名称	両立支援等助成金 介護離職防止支援コース
制度概要	「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に助成
対象事業場	中小企業事業主
主な支給要件	A:介護休業（休業取得時・職場復帰時） B:介護両立支援制度 C:新型コロナウイルス感染症対応特例 } それぞれに要件がありますので下記へお問い合わせください。
助成金の額	A:介護休業 休業取得時28.5万円、職場復帰時28.5万円 B:介護両立支援制度 28.5万円 C:新型コロナウイルス感染症対応特例 5日以上10日未満：20万円、10日以上：35万円
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ4-10-03】

補助金等名称	両立支援等助成金 育児休業等支援コース	
制度概要	「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に助成	
対象事業場	中小企業事業主	
主な支給要件	I:育休取得時・職場復帰時 II:業務代替支援 III:職場復帰後支援 IV:新型コロナウイルス感染症対応特例	それぞれに要件がありますので下記へお問い合わせください。
助成金の額	I:育休取得時・職場復帰時 A:休業取得時28.5万円 B:職場復帰時28.5万円 II:業務代替支援 支給対象労働者1人あたり47.5万円(別途手当支給等あり) III:職場復帰後支援 制度導入時28.5万円(制度利用時は別支給額) IV:新型コロナウイルス感染症対応特例 支給対象労働者1人あたり5万円	
その他特記事項	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。	
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話:055-225-2851 FAX:055-225-2787 ホームページアドレス:https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/	
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。	

【答えQ4-10-04】

補助金等名称	両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)	
制度概要	不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に助成	
対象事業場	中小企業事業主	
助成金の額	①環境整備、休暇の取得等 1事業主あたり28.5万円 ②長期休暇の加算 1人あたり28.5万円	
その他特記事項	支給要件等詳細は問い合わせ先にお尋ねください。	
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話:055-225-2851 FAX:055-225-2787 ホームページアドレス:https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/	
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。	

質問 Q4-11	非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善をする場合に支給される助成金がありますか。
-------------	---

【答えQ4-11-01】

助成金等名称	キャリアアップ助成金
制度概要	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。
対象事業主	<p>事前にキャリアアップ計画を提出し、次のいずれかの取組を実施した事業主</p> <p>① 有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合</p> <p>② 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合</p> <p>③ 全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合</p> <p>④ 有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合</p> <p>⑤ 有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合</p> <p>⑥ 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期契約労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合</p> <p>⑦ 有期契約労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用した場合</p> <p>※上記詳細につきましては、問い合わせ先にお尋ねください。 また、これ以外にも要件がありますのでご留意願います。</p>
助成率	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
限度額	詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	<p>〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 電話：055-225-2858 FAX：055-225-2786 ホームページアドレス：https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q5-01	新技術や新製品の開発を行いたいのですが、技術的課題を解決するための受付相談窓口はありますか。
-------------	--

【答えQ5-01-01】

支援制度名称	山梨県産業技術センターの通常相談業務（工業技術製品に限る）
制度概要	工業技術製品に関する技術相談・支援
対象者	工業製品製造者
募集又は実施時期（時間）	随時 （土、日、祝祭日及び年末年始を除く、午前8時30分～午後5時15分）
条件	工業製品に関することのみの相談となります。
その他特記事項	技術相談・アドバイスは無料です。 依頼試験・設備利用については一定の使用料等をご負担いただきます。
問い合わせ先	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2094 山梨県産業技術センター 総合相談・連携推進科 電話：055-243-6111 FAX：055-243-6110 ホームページアドレス：https://www.pref.yamanashi.jp/yitc/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ5-01-02】

支援制度名称	特許無料相談会
制度概要	特許、実用新案、意匠登録、商標登録の出願・登録・侵害等に関する相談
対象者	特にありません。
募集又は実施時期（時間）	毎月第2・第4水曜日 午後1時～午後4時（甲府商工会議所） 毎月第2火曜日 午後1時～午後4時（富士吉田商工会議所）
条件	相談は事前に予約を必要とします。（富士吉田商工会議所の場合は、来所された順） （甲府商工会議所の相談利用は会員に限る）
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-8512 山梨県 甲府市 相生 2-2-17 甲府商工会議所 電話：055-233-2241 FAX：055-233-2131 ホームページアドレス：http://www.kofucci.or.jp/ 〒403-0004 山梨県 富士吉田市 下吉田 1643-1 富士吉田商工会議所 電話：0555-24-7111 FAX：0555-22-6851 ホームページアドレス：http://www.fyoshidacci.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ5-01-03】

支援制度名称	INPIT山梨県知財総合支援窓口
制度概要	<p>中小企業が抱える特許、実用新案、意匠、商標、著作物、営業秘密管理、ノウハウなどの知的財産の課題やお悩みをワンストップで解決します。</p> <p>1. 窓口支援担当者による相談 特許等の申請方法、先行技術調査から国の制度など知財に係るご相談に応じます。</p> <p>2. 知財専門家の派遣 高度な専門性を必要とされるご相談には、弁理士等の専門家を無料で派遣します。</p> <p>3. 無料弁理士・弁護士相談会の開催 週1回無料相談会を開催しています。</p>
対象者	中小企業・個人事業者
募集又は実施時期(時間)	土日祝日を除く毎日 8:30分～17:15分(年末年始除く)
条件	特にありません
その他特記事項	特にありません
問い合わせ先	<p>〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨 3F (公益財団法人やまなし産業支援機構内) INPIT山梨県知財総合支援窓口 電話:055-243-1888 FAX:055-243-1885</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません

【答えQ5-01-04】

支援制度名称	チャレンジ産廃3R事業
制度概要	<p>産業廃棄物を排出する事業者の排出抑制・再生利用の取組支援や廃棄物に関する相談を実施します。</p> <p>①取組が優良な事業者の認定、表彰 ②県職員による廃棄物に関するよろず相談 ③排出抑制・再生利用セミナーの開催</p>
対象者	建設業を含む産業廃棄物の排出事業者
募集又は実施時期(時間)	事業に参加するためには毎年6月30日までに申込みをしてください。
条件	<p>事業に参加するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内研修会の実施など積極的に産業廃棄物の排出抑制・再生利用に取り組もうと考えていること ・環境省令の基準に従い産業廃棄物の処理計画及び実施状況報告の作成を行うこと等、条件がありますので、詳しくは環境整備課までお問い合わせください。
その他特記事項	廃棄物に関するよろず相談は参加申込時に内容を提出いただき、その後、事前の打ち合わせを経て実地での相談を実施します。(募集期限を過ぎても廃棄物に関する相談には随時応じます。)
問い合わせ先	<p>〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県環境・エネルギー部 環境整備課 産業廃棄物担当 電話:055-223-1518 FAX:055-223-1507</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	

【答えQ5-01-05】

支援制度名称	産業廃棄物の再生技術アドバイザー事業
制度概要	再生利用が進んでいない産業廃棄物を再生利用するために、事業者の再生技術や再生品に対して、専門的な知見や技術を有する者が技術的意見や助言を行うことで再生利用の促進を図ります。
対象者	再生利用が進んでいない産業廃棄物の再生利用に取り組もうとする排出事業者や処理業者等の事業者のうち、専門家の意見や助言を受けたい次の事業者を対象とします。 ①廃棄物が再生品として利用されるための、新たな再生技術や再生品を開発しようとする事業者 ②廃棄物の再生技術や再生品の品質をより活用可能な水準に向上させたい事業者 ③廃棄物の再生品を市場へ流通させるため、再生技術について評価を受けたい事業者
募集又は実施時期（時間）	随時
条件	有害物質を含有する原材料から再生品を製造する場合、食品衛生法でいう食品を製造する場合、産業廃棄物を加工せずに利用する場合及び既存の破碎技術で処理をして粒度調整した程度の場合は、募集の対象外とします。
その他特記事項	事業計画概要書等を提出してください。 ※提出前に事前に内容について連絡願います。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県環境・エネルギー部 環境整備課 産業廃棄物担当 電話：055-223-1518 FAX：055-223-1507
インフォメーション ★関連支援制度情報	

質問 Q6-01	経営者や従業員等が、労働条件や労務管理等の労働全般について相談ができる受付窓口がありますか。
-------------	--

【答えQ6-01-01】

支援制度名称	中小企業労働相談所（県民生活センター）による労働相談
制度概要	中小企業労働相談所を県民生活センターに設置し、経営者及び勤労者等が抱える労働条件、労務管理など、労働相談全般について専門の相談員が対応し、問題解決を図る。
対象者	中小企業の経営者及び従業員等
募集又は実施時期（時間）	月曜日～金曜日（祝日及び年末・年始を除く） 午前8時30分～午後5時
条件	特にありません。
その他特記事項	労働相談については、中小企業労働相談所への電話あるいは来所により実施。
問い合わせ先	中小企業労働相談所 【県民生活センター】 〒400-0035 山梨県 甲府市 飯田 1-1-20 山梨県JA会館5階 電話：055-223-1471 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/80_005.html 【県民生活センター地方相談室】 〒402-0054 山梨県 都留市 田原 2-13-43 南都留合同庁舎1階 電話：0554-45-5038
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ6-01-02】

支援制度名称	労働委員会による労働相談及びあっせん
制度概要	経営者と従業員の労働条件などを巡るトラブル解決のための労働相談（自主的解決のためのアドバイス・雇用に関するルールの情報提供・解決機関の紹介など）を労働委員会の事務局職員が行います。 また、トラブルの自主的解決が困難な場合は、労働委員会の委員（3名）が間に入り、話し合いによる解決を支援する「あっせん」を行います。
対象者	経営者及び従業員等
募集又は実施時期（時間）	月曜日～金曜日（祝日及び年末・年始を除く） 午前8時30分～午後5時
条件	特にありません。
その他特記事項	電話相談・面談相談 / 無料・秘密厳守 / 匿名の相談も受け付けます。
問い合わせ先	山梨県労働委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁 北別館3階 TEL (055)223-1827 FAX (055)223-1828 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q6-02	従業員の育成や新しい従業員の雇用に関する受付相談窓口はありますか。
-------------	-----------------------------------

【答えQ6-02-01】

支援制度名称	山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点
制度概要	○県内中小企業の成長の実現に向け、専門的な技術や知識等を持つプロフェッショナル人材の活用ニーズを掘り起こし、新たに都市部からプロフェッショナル人材の地方環流（U I J ターン）を促進します。 ○プロフェッショナル人材戦略マネージャーをはじめとした拠点スタッフが中心となり、プロフェッショナル人材の採用を希望する県内企業を、民間人材ビジネス事業者等へ取り繋ぎ、プロフェッショナル人材のマッチングをサポート致します。また、採用後もプロフェッショナル人材が定着できるよう、関係機関と協力し、フォローアップを行います。
対象者	県内中小企業者
募集又は実施時期（時間）	土、日、祝祭日を除く毎日8:30～17:15（年末年始を除く）
条件	特にありません
その他特記事項	特にありません
問い合わせ先	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 （公益財団法人やまなし産業支援機構内） 山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点 電話：055-243-1870 FAX：055-243-1885
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません

【答えQ6-02-02】

支援制度名称	無料労務相談会
制度概要	山梨県社会保険労務士会との連携による無料相談会の開催
対象者	会員事業所
募集又は実施時期（時間）	毎月第2木曜日 午後1時～4時
条件	相談は事前に予約を必要とします。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-8512 山梨県甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 電話：055-233-2241 FAX：055-233-2131 ホームページアドレス：https://www.kofucci.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ6-02-03】

支援制度名称	各種セミナー
制度概要	経営者・営業社員・新入社員向けセミナー等
対象者	原則商工会議所会員事業所
募集又は実施時期（時間）	通年実施しています。
条件	特にありません。
その他特記事項	会員事業所
問い合わせ先	〒400-8512 山梨県甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 電話：055-233-2241 FAX：055-233-2131 ホームページアドレス：https://www.kofucci.or.jp/ 〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田1643-1 富士吉田商工会議所 電話：0555-24-7111 FAX：0555-22-6851 ホームページアドレス：http://www.fyoshidacci.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q6-03	従業員を出向・移籍させたいのですが相談窓口はありますか。
-------------	------------------------------

【答えQ6-03-01】

支援制度名称	出向・移籍支援事業
制度概要	公益財団法人 産業雇用安定センターは全国47都道府県に地方事務所を設置し、全国ネットを通じて、出向・移籍についての相談、人材情報の収集及び提供を企業の皆様に行っています。
対象者	人材の受け入れ、又は送出を希望する企業
募集又は実施時期（時間）	土、日、祝祭日を除く毎日9：00～17：00（年末年始を除く）
条件	特にありません。
その他特記事項	人材情報は当事者の目的以外に使用することはありません。また、情報の提供、相談、あっせんについても費用はかかりません。
問い合わせ先	〒400-0031 山梨県 甲府市 丸の内 2-16-4 丸栄ビル5階 公益財団法人 産業雇用安定センター 山梨事務所 電話：055-235-6236 FAX：055-235-6252 公益財団法人 産業雇用安定センター本部 ホームページアドレス：http://www.sangyokoyo.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	高齢退職予定者キャリア人材バンク事業 キャリア・ステップアップ型出向 人材育成・交流型出向

質問 Q6-04	従業員の能力開発を支援または実施したいが、相談できる場所はありますか。
-------------	-------------------------------------

【答えQ6-04-01】

支援制度名称	事業主等の行う職業訓練に対する援助
制度概要	従業員の能力開発に関して、訓練カリキュラムの作成、講師の紹介、情報提供、職業訓練指導員の派遣、施設設備・訓練機器等の貸与、能力開発セミナー及び生産性向上支援訓練等を実施しています。
対象者	従業員を雇用する事業所の方であればどなたでも利用できます。
条件	特にありません。
その他特記事項	機構ホームページでも詳細をご覧になることができます。
問い合わせ先	〒400-0854 山梨県 甲府市 中小河原町 403-1 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨職業能力開発促進センター 訓練課・生産性センター業務課 電話：055-242-3066 FAX：055-242-3068 ホームページアドレス：http://www3.jeed.go.jp/yamanashi/poly/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問
Q6-05

高年齢者の継続雇用に関する相談窓口はありますか。

【答えQ6-05-01】

支援制度名称	高年齢者戦力化のための条件整備に関する事業主への支援
制度概要	将来に向けた高齢者戦力化のための定年の引上げや廃止、継続雇用延長等の制度改定に関する具体的な提案を行うため、65歳超雇用推進プランナーや高年齢者雇用アドバイザーが企業等を訪問し、人事管理制度の整備、賃金・退職金制度の整備、職場改善、職域開発等について、専門的・具体的な相談・助言を無料（一部有料）で行います。
対象者	事業主（または企業等の人事・労務担当者）
募集又は実施時期（時間）	事前予約制 月曜日～金曜日（祝日及び年末・年始を除く）
条件	特にありません。
その他特記事項	○人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決案を作成し、高年齢者の継続雇用を図るための条件整備をお手伝いします。（有料） ○中高齢従業員の就業意識の向上等を支援するために、ご要望に合った研修プランをご提案し、研修を行います。（有料） ○高年齢者を雇用する上での課題（雇用力評価、仕事能力把握）を見つけ出す「企業診断システム」を活用できます。（無料）
問い合わせ先	〒400-0854 山梨県甲府市中小河原町403-1（ポリテクセンター山梨内） （独）高年齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部 高年齢・障害者業務課 電話 055-242-3723 FAX 055-242-3721 ホームページ http://www.jeed.go.jp/ （独）高年齢・障害・求職者雇用支援機構
インフォメーション ★関連支援制度情報	65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース、高年齢者評価制度等雇用管理改善コース、高年齢者無期雇用転換コース）

質問
Q6-06

外国人材の雇用について相談したいのですが、相談窓口はありますか。

【答えQ6-06-01】

支援制度名称	山梨県外国人材企業相談センター
制度概要	企業が外国人材を雇用する際の制度や必要な手続きなど、様々な相談に対応します。電話や来所のほか、アドバイザーが企業を訪問しての対応も可能です。
対象者	県内に事業所のある企業又は組合等
募集又は実施時期(時間)	随時相談を受け付けています。
条件	特にありません。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-0035 山梨県甲府市飯田1-1-20 JA会館5階 山梨県外国人材企業相談センター 電話：055-225-5605 FAX：055-225-5658
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q7-01	I T関連機器を導入してコストの低減を図りたいのですが、相談できる窓口はありますか。
-------------	--

【答えQ7-01-01】

支援制度名称	I T無料相談会
制度概要	NPO法人I Tコーディネータ山梨との連携による無料相談会
対象者	会員事業所
募集又は実施時期(時間)	随時
条件	相談は事前に予約を必要とします。なお、無料相談は甲府商工会議所会員に限る。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-8512 山梨県甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 電話：055-233-2241 FAX：055-233-2131 ホームページアドレス：https://www.kofucci.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問
Q8-01

介護分野に進出したいのですが、参入の条件や手順について教えてください。

【答えQ8-01】

事業概要	介護保険法に基づく事業者の指定（許可）を受け、介護又は支援の必要な高齢者に対し、介護サービスを提供します。（サービスの種類は、次ページの【別紙】「介護保険のサービス一覧表」でご確認ください。）
参入のメリットや留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス（下記の地域密着型サービス以外） → 基本的には自由参入です。 ○ 施設サービス・特定施設入居者生活介護・地域密着型サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） → 県又は市町村の計画に基づき整備されるので、計画されているか確認が必要となります。また、事業者を県又は市町村が公募しますので、これに選定される必要があります。
参入に関する法令	介護保険法、老人福祉法、社会福祉法
参入するための条件	基本的に法人格があれば参入できます。（特別養護老人ホームについては、あらかじめ社会福祉法人としての知事の認可を受ける必要があります。） そのうえで、各サービスごとに定められている人員・設備・運営の基準を満たした場合、指定事業者となることができます。
参入するための手順	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅サービス・介護予防サービス・施設サービス → 県（甲府市内の場合は甲府市）に申請し、介護保険法上の指定（許可）を受けます。サービスの種類によっては老人福祉法上の認可申請・届出も行います。 （特別養護老人ホームの場合は、これに先立ち、県または市に対して社会福祉法人の認可申請が必要となります。） ○ 地域密着型サービス → 市町村に申請し、介護保険法上の指定を受けます。サービスの種類によっては県への老人福祉法上の認可申請・届出も行います。 （特別養護老人ホームの場合は、これに先立ち、県または市に対して社会福祉法人の認可申請が必要となります。）
その他特記事項	指定（許可）申請書類は、健康長寿推進課のホームページからダウンロードできます。 アドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/21631224804.html
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県 甲府市 丸の内 1-6-1 山梨県 福祉保健部 健康長寿推進課 介護サービス振興担当 電話：055-223-1455 介護基盤整備担当 電話：055-223-1451 FAX：055-223-1469 アドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	サービス付き高齢者向け住宅については、県建築住宅課へお問い合わせください。 電話：055-223-1730

【別紙】 介護保険のサービス一覧表

県又は中核市の指定	居宅サービス	訪問介護	訪問介護員等が家庭を訪問し、介護や家事などの援助を行う
		(介護予防)訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し入浴介護を行う
		(介護予防)訪問看護	看護師等が家庭を訪問し、医師の指示に基づき療養上の世話等を行う
		(介護予防)訪問リハビリテーション	理学療法士等が家庭を訪問し、機能訓練を行う
		(介護予防)居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行う
		通所介護	通所介護施設で、入浴・食事・機能訓練等のサービスを行う
		(介護予防)通所リハビリテーション	医療施設等で、理学療法士等が機能訓練等を行う
		(介護予防)短期入所生活介護	短期間入所させ、入浴・食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行う
		(介護予防)短期入所療養介護	短期間入所させ、医学的な管理のもと、日常生活上の世話や機能訓練を行う
		(介護予防)特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等が入居者に対し日常的な世話や介護等のサービスを行う
	(介護予防)福祉用具貸与、特定福祉用具販売	車椅子・特殊ベッド等の貸し出し・便座等の特定福祉用具の販売を行う	
	施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で自宅での生活が困難な者に介護サービスを提供する
		介護老人保健施設	病状が安定した状態にあり、リハビリや介護が必要な者に介護サービスを提供する
介護医療院		要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を一体的に提供する	
市町村の指定	居宅介護支援	介護サービス計画の作成、サービス提供機関等との連絡調整を行う	
	介護予防支援	介護予防支援計画の作成、サービス提供機関等との連絡調整を行う	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	あらかじめ登録した者に夜間の巡回や緊急時の対応を行う
		地域密着型通所介護	利用定員18人以下の通所介護施設で、入浴・食事・機能訓練等のサービスを行う
		(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症の者に、入浴・食事・機能訓練等のサービスを行う
		(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症の者が共同で生活できる住居において介護や機能訓練を行う
		地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の介護専用老人ホーム等で入居者に対し介護サービスを提供する
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで介護サービスを提供する
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的にサービスを提供する
		看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有したサービスを提供する
小規模多機能型居宅介護	一つの拠点で通所介護(デイサービス)を中心に、訪問介護、ショートステイを組み合わせて提供する		

※ 訪問リハビリ、通所リハビリについては、病院・診療所・介護老人保健施設が、短期入所療養介護は、病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院が設置主体となります。

質問
Q8-02

環境分野（廃棄物処理関連）に進出したいのですが、参入の条件や手順について教えてください。

【答えQ8-02】

事業概要	環境分野（産業廃棄物処理業）には、「収集運搬業」や「処分業」などがあります。
参入のメリットや留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬業への参入 当該許可基準において必要となる「事業の用に供する施設」のうち、収集運搬車両については、トラック等が利用できることから比較的参入しやすいと考えられます。 ○ 処分業への参入 建設業では工事等で建設廃棄物を排出し、また、再生材料等を使用しており、ある程度の知識や技術及び流通形態等に精通していると思われ、特に、破砕機等を自社所有している場合には、処分業への参入が比較的容易と考えられます。 ○ 留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、下請業者が排出した廃棄物であっても元請業者の廃棄物と解され、下請業者がこれを運搬等する場合は収集運搬業の許可が必要となります。 ・ 許可に当たっては、事業用施設の設置の他、廃棄物に関する十分な知識等を習得するため、講習会の受講等が必要となります。
参入に関する法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 都市計画法（処理施設を設置する場合）
参入する条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業を的確に行う知識、能力及び資金があること（採算性のある資金計画、人員や施設などの体制の整備） ○ 業を行うに適する施設を有すること（処理能力、廃棄物が飛散や流出しない、悪臭が発生しない等） ○ 地域住民の理解が得られること
参入する手順	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬業への参入 <ol style="list-style-type: none"> 1 収集運搬業の許可の取得 ※ 産業廃棄物処理施設の事前協議（積替保管を行う場合） ○ 処分業への参入 <ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物処理施設の事前協議 2 産業廃棄物施設設置許可の取得 3 産業廃棄物処分業の許可の取得
その他特記事項	産業廃棄物収集運搬業の許可承認申請書類については、山梨県ホームページの電子サービス「様式ダウンロード」からダウンロードすることができます。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県 甲府市 丸の内 1-6-1 山梨県 環境・エネルギー部 環境整備課 産業廃棄物担当 電話：055-223-1518 FAX：055-223-1507 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問
Q8-03

環境分野（浄化槽関連）に進出したいのですが、参入の条件や手順について教えてください。

【答えQ8-03】

事業概要	<p>(浄化槽保守点検業者への参入) 近年の公共用水域の水質汚濁の主な原因は生活排水によるものとされており、生活排水対策の柱として、下水道等とともに浄化槽の整備が進められています。 浄化槽管理者（使用者）には浄化槽の適正な維持管理のため、定期的な保守点検が義務づけられており、県知事（甲府市の場合は甲府市長）の登録を受けた業者に委託して行われています。</p>
参入のメリットや留意点	<p>保守点検には専門的な知識が必要であり、一般の浄化槽管理者が実施するには困難なことが多いため、専門業者（登録業者）に委託して行われています。 浄化槽管理者には定期的な保守点検が義務づけられていますので、県知事（甲府市の場合は甲府市長）による保守点検業の登録を受けることにより、浄化槽の保守点検を行うことができます。</p>
参入に関する法令	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽法 ○ 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び施行規則 ○ 甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び施行規則
参入する条件	<p>(登録要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内に営業所を設置すること ② 営業所ごとに適正な浄化槽の保守点検を行うに足りる相当な数の浄化槽管理士を置くこと ③ 営業所ごとに規則で定める器具を備えること ④ 標識の掲示 ⑤ 帳簿の備付け など（※ 5年ごとに更新手続きがあります。）
参入する手順	<p>(浄化槽保守点検業者の登録)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 甲府市以外の市町村を営業区域とする場合 県知事への登録申請（窓口：林務環境事務所） ※ 登録手数料として、30,100円が必要となります。 ○ 甲府市を営業区域とする場合 甲府市長への登録申請（窓口：甲府市役所）
その他特記事項	<p>浄化槽保守点検業者の登録に関する申請書類については、山梨県ホームページの「様式ダウンロード」からダウンロードすることができます。 ※甲府市を営業区域とする場合は、甲府市ホームページを御確認ください。</p>
問い合わせ先	<p>〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課 大気水質担当 電話：055-223-1511 FAX：055-223-1512 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/index.html ※甲府市を営業区域とする場合は、甲府市役所へお問い合わせください。</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	<p>特にありません。</p>

質問
Q8-04

林業分野（素材生産業関連）に進出したいのですが、参入の条件や手順について教えてください。

【答えQ8-04】

事業概要	素材生産業は、山林の立木を伐採・造材・搬出し、素材として木材市場に出したり、直接製材工場などに販売したりする業種です。 公共事業の事業量は少ないですが、森林率が高い本県においては、今後、充実しつつある利用可能な人工林を循環利用していくために欠かせない業種とすることができます。
参入のメリットや留意点	素材生産業は、集材・搬出のために機械が用いられますが、土木用のバックホウをベースマシンとしている場合が多いため、土木業からの進出は設備投資やオペレータ確保などにおいて、有利な面があると言えます。
参入に関する法令	参入に際して必要な許認可等はありません。
参入するための条件	特にありませんが、使用する機械や作業により、それぞれに必要な資格を持つことは条件となります。
参入するための手順	特にありません。
その他特記事項	○ 新規就労に関する相談は、下記「問い合わせ先」のほか、山梨県林業労働センターでも受けられます。 (〒400-0016 甲府市武田1-2-5<山梨県森林協会2階> 一般社団法人 山梨県森林協会 山梨県林業労働センター TEL. 055-242-6667 FAX. 055-254-6020) ○ 林業機械に関する技術的な相談は、山梨県森林総合研究所でも受けられます。 (〒400-0502 南巨摩郡富士川町最勝寺2290-1 山梨県森林総合研究所研修・普及科 TEL. 0556-22-8001 FAX. 0556-22-8002) ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/shinsouken/index.html)
問い合わせ先	○山梨県林政部 林業振興課 担い手・森林組合担当 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 電話：055-223-1648 FAX：055-223-1679 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問
Q8-05

林業分野（特用林産物生産業関連）に進出したいのですが、参入の条件や手順について教えてください。

【答えQ8-05】

事業概要	特用林産物生産は、きのこや山菜など、地域資源を活かした生産活動であり、自然条件に恵まれた本県においては、里山の活性化等にも繋がり、地域貢献の高い業種と言えます。
参入のメリットや留意点	秋から冬場にかけての出荷が多く、品質が良ければ、道の駅や農協の直売所に出荷することも可能です。 既存の倉庫等の施設を改良して、栽培を始められる場合があります。 ただし、気候や栽培環境に応じた施設整備や栽培方法を習得する必要があります。
参入に関する法令	参入に際して必要な許認可等はありません。
参入するための条件	栽培技術の習得、栽培施設、フィールドの確保が必要となります。
参入するための手順	県や種菌メーカーの主催する研修会に参加したり、既存の生産者に栽培方法を教えてもらいながら、技術を習得し栽培を始めるなどの方法があります。
その他特記事項	○ 特用林産物生産者の団体として、山梨県特用林産協会があります。 〒409-3811 中央市極楽寺1214 山梨県森林組合連合会内 TEL:055-273-0511 FAX:055-273-0549 ○ 栽培技術に関する相談は、山梨県森林総合研究所にお問い合わせ下さい。 〒400-0502 南巨摩郡富士川町最勝寺2290-1 TEL:0556-22-8001 FAX:0556-22-8002
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県林政部 林業振興課 普及指導担当 電話：055-223-1652 FAX：055-223-1679 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問
Q8-06

農業分野に進出したいのですが、参入の条件や手順について教えてください。

【答えQ8-06】

事業概要	現在の会社の形態のまま農業参入する方法と、農地所有適格法人を設立し農業参入する方法があります。 平成21年12月に改正農地法などの関係法令が施行され、農地の借り入れに関する規制が緩和されました。
参入のメリットや留意点	・建設業等の場合、比較的農業生産に必要な労働力の確保が容易であるという点がメリットとして挙げられます。 ・一方、農業経営に必要な栽培技術の習得、施設・機械の整備、農産物の販路等について検討しなければなりません。
参入に関する法令	<input type="radio"/> 農地法 <input type="radio"/> 農業経営基盤強化促進法 <input type="radio"/> 農地中間管理事業の推進に関する法律
参入するための条件	農地を取得する場合は、農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。 農地を貸借する場合は、農業に常時従事する執行役員を置くこと等が必要になります。
参入するための手順	1 参入相談（窓口：農政部担い手・農地対策課） 2 参入についての情報収集と分析検討 3 参入の意志及び形態の決定 4 営農計画の作成 5 農地の確保（参入希望市町村との調整） 6 販路の検討 7 栽培技術等の研修 8 営農開始 *注：これらの手順は、順不同または同時並行的に進めることが必要になる場合があります。
その他特記事項	企業の農業参入には農地の確保をはじめいくつかの課題をクリアしなければなりません。 これらの課題は個々のケースで異なりますので、お気軽にご相談ください。
問い合わせ先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県農政部 担い手・農地対策課 荒廃農地活用推進担当 電話：055-223-1611 FAX：055-223-1604 ホームページアドレス： https://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html
インフォメーション ★関連支援制度情報	県ホームページにて情報を提供しています。

質問 Q9-01 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少したことに對して、支援が受けられる制度がありますか。

【答えQ9-01】

支援制度名称	事業再構築補助金
事業概要	<p>本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。</p> <p>第6回公募からは、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行います。また、特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。</p>
補助金額・補助率	<p>補助金額</p> <p>[通常枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに</p> <p>【従業員数20人以下】 100万円～2,000万円</p> <p>【従業員数21～50人】 100万円～4,000万円</p> <p>【従業員数51人～100人】 100万円～6,000万円</p> <p>【従業員数101人以上】 100万円～8,000万円</p> <p>※その他の枠については事業再構築補助金公募要領を確認してください。</p> <p>補助率</p> <p>[通常枠] 中小企業者等 2/3 (6,000万円を超える部分は1/2)</p> <p>中堅企業等 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3)</p> <p>※その他の枠については事業再構築補助金公募要領を確認してください。</p>
補助対象要件	<p>下記①、②の両方を満たすこと。</p> <p>① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。</p> <p>② 経済産業省が示す「事業再構築指針(https://www.meti.go.jp/covid19/jigyosaikoutiku/index.html)」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。</p> <p>※詳細は事業再構築補助金公募要領を確認してください。</p>
その他特記事項	<p>詳細は、中小企業庁 事業再構築補助金ホームページをご確認ください。</p> <p>https://jigyos-saikouchiku.go.jp/</p>
問い合わせ先	<p>事業再構築補助金事務局コールセンター</p> <p>【9:00～18:00(日・祝日は除く)】</p> <p><ナビダイヤル> 0570-012-088</p> <p><IP電話用> 03-4216-4080</p>
インフォメーション ★関連支援制度情報	

質問 Q9-02	事業の促進、連鎖倒産防止又は事業運営に必要な資金として、支援が受けられる制度はありますか。
-------------	---

【答えQ9-02】

制度融資名 (資金名・融資名等)	小規模事業者経営改善資金 (マル経資金：新型コロナウイルス感染症関連)
制度概要	この資金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している方に向けた融資制度であり、通常マル経資金と同様に商工会議所会頭又は商工会会長の推薦に基づき、無担保・無保証人扱い（信用保証協会の保証も不要です。）で、(株)日本政策金融公庫国民生活事業から融資資金を調達する制度です。
融資対象者	① 管内で1年以上事業を営んでいる ② 商業・サービス業は従業員5名以下、製造業その他は従業員20名以下 ③ 納付すべき税金を完納している ④ 6ヶ月以前から管内の商工会議所又は商工会を利用（経営指導を受けている等）している ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前年または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
資金使途	運転資金 設備資金
融資金額	マル経融資限度額2,000万円+別枠1,000万円
融資期間	運転資金10年以内（据置3年以内） 設備資金10年以内（据置4年以内）
融資利率	（当初3年間）1.21%－0.9%（令和4年5月2日現在）（別枠の1,000万円以内） （4年目以降）1.21% ※一部対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子となります。
返済方法	毎月元金均等返済
担保・保証人	不要です。 （ただし、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を要します。）
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	〒400-8512 山梨県甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 電話：055-233-2241 FAX：055-233-2131 ホームページアドレス：https://www.kofucci.or.jp/ 〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田7-27-29 富士吉田商工会議所 電話：0555-24-7111 FAX：0555-22-6851 ホームページアドレス：http://www.fyoshidacci.or.jp/ 県内各商工会 もしくは 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館3階 山梨県商工会連合会 電話：055-235-2115 FAX：055-235-6756 ホームページアドレス：http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q9-03	新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされている事業主に対して、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度はありますか。
-------------	--

【答えQ9-03】

支援制度名称	雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置）（厚生労働省）
制度概要	雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行い、雇用の維持を図る事業主に対して助成するもので、失業の予防や雇用の安定を目的としています。新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年2月14日から特例措置が設けられています。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種） ※ 助成率や条件など詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
その他特記事項	特にありません。
問い合わせ先	各ハローワーク 又は 山梨労働局 職業安定部 職業対策課 (電話：055-225-2858)
インフォメーション ★関連支援制度情報	

質問 Q9-04	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされている事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、要した費用を助成する制度はありますか。
-------------	--

【答えQ9-04】

支 援 制 度 名 称	産業雇用安定助成金（厚生労働省）
制 度 概 要	産業雇用安定助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成するものです。
助成金の対象となる「出向」	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。 ・前提：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。 <p>※その他にも要件があります。</p>
対 象 事 業 主	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）</p> <p>②当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）</p> <p>※ 助成率・助成額や条件など詳細は問い合わせ先にお尋ねください。</p>
問 い 合 わ せ 先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 職業安定部 訓練室 TEL：055-225-2861 FAX：055-225-2875
インフォメーション ★関連支援制度情報	

質問 Q9-05	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた従業員のために 休暇制度等の職場環境を整備しようとする事業主に対しての助成する制度はありますか。
-------------	---

【答えQ9-05-01】

支援制度名称	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇制度導入助成金
制度概要	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者の為に有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成
主な支給要件	【①～④の全てを満たす事業主】 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、 ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知、 ③令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させ、 ④「両立支援等助成金新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース（令和2年度）及び、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」（令和2年度）を受給していないこと。また令和3年度に、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」を受給していないこと。（1事業場に対し、1回限り支給）
その他特記事項	※ 支給額や要件など詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

【答えQ9-05-02】

支援制度名称	両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性 健康管理措置による休暇取得支援コース）
制度概要	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者の為に有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成
主な支給要件	【①～③の全てを満たす事業主】 ※令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得した有給取得分申請する場合の要件 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、 ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知、 ③当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主
その他特記事項	※ 支給額や要件など詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q9-06	新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる、介護のための有給の休暇制度を設ける事業主に対しての助成する制度はありますか。
-------------	---

【答えQ9-06】

支援制度名称	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））
制度概要	新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成
対象者	【①～②の全てを満たす事業主】 ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援の内容を社内に周知すること ※所定労働日の20日以上取得できる制度 ※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要 ②新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を5日以上取得すること
その他特記事項	※ 支給額、要件など詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス：https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

質問 Q9-07	小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話をする労働者のために、特別休暇制度等に支援制度を整備する事業主に対しての助成制度はありますか。
-------------	--

【答えQ9-07】

支援制度名称	両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））
制度概要	小学校等に臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が生じた事業主に助成
対象者	【①～③の全てを満たす事業主】 ①小学校等が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話をを行う必要がある労働者が取得できる特別有給休暇制度（賃金が支払われるもの）について、労働協約または就業規則に規定していること。 ②小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み（次のいずれか）を社内に周知していること。（テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックタイムの制度、時差出勤の制度、ベビーシッター費用補助制度 等） ③労働者1人につき、特別有給休暇制度を4時間以上取得させたこと。 ※支給対象労働者1人あたり5万円
その他特記事項	※ 申請期間、要件など詳細は問い合わせ先にお尋ねください。
問い合わせ先	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 雇用環境・均等室 電話：055-225-2851 FAX：055-225-2787 ホームページアドレス：https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
インフォメーション ★関連支援制度情報	特にありません。

(2) 相談窓口等の支援機関一覧

相談内容等	担当所属・機関等
○建設業の経営に関する相談 ○建設業新分野進出等に関する相談	【山梨県県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1843 FAX:055-223-1844 【建設業相談窓口 電話:055-223-1594】 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/index.html
○中小企業の金融に関する相談	【山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1537 FAX:055-223-1547 【中小企業金融相談窓口 電話:055-223-1554】 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/index.html
○中小企業の創造的事業活動の促進や経営革新等の支援に関する相談	【山梨県 産業労働部 成長産業推進課 起業・経営革新担当】 〒400-8501 山梨県 甲府市 丸の内 1-6-1 電話:055-223-1544 FAX:055-223-1569 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/index.html
○建設業に関する各種相談	【一般社団法人 山梨県建設業協会】 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-13-7 電話:055-235-4421 FAX:055-233-9572 ホームページアドレス: http://www.y-kenkyo.or.jp/
○中小企業の新分野・成長分野進出や事業多角化など経営革新等に関する相談や支援 ○設備投資に関する相談や支援	【公益財団法人 やまなし産業支援機構】 〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 電話:055-243-1888 FAX:055-243-1890 ホームページアドレス: http://www.yiso.or.jp/
○協同組合などの組織設立と組織運営に関する相談や支援 ○経営に関する相談や支援	【山梨県中小企業団体中央会 連携組織課】 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階 電話:055-237-3215 FAX:055-237-3216 ホームページアドレス: http://www.chuokai-yamanashi.or.jp/
○経営に関する相談や支援	【甲府商工会議所】 〒400-8512 山梨県甲府市相生2-2-17 電話:055-233-2241 FAX:055-233-2131 ホームページアドレス: https://www.kofucci.or.jp/
○経営に関する相談や支援	【富士吉田商工会議所】 〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田1643-1 電話:0555-24-7111 FAX:0555-22-6851 ホームページアドレス: http://www.fyoshidacci.or.jp/
○経営に関する相談や支援	【県内各商工会】 又は 【山梨県商工会連合会】 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館3階 電話:055-235-2115 FAX:055-235-6756 ホームページアドレス: http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/
○経営に関する相談や支援	【山梨県よろず支援拠点】 〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 電話:055-243-0650 FAX:055-243-1885

相談内容等	担当所属・機関等
○事業承継に関する相談や支援	【山梨県事業承継・引継ぎ支援センター】 〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 電話:055-243-1830 E-mail:yh-center@yiso.or.jp
○事業主等に対する能力開発・人材育成に関する相談や支援	【独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部 山梨職業能力開発促進センター】 〒400-0854 山梨県甲府市中小河原町403-1 訓練課 電話:055-242-3066 FAX:055-242-3068 ホームページアドレス: http://www3.jeed.go.jp/yamanashi/poly/
○労働に関する総合相談や支援 ○労働条件就労上の問題に関する相談 ○求人求職に関する相談	【各ハローワーク】 又は 【山梨労働局 職業安定部 職業安定課】 〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 電話:055-225-2857 FAX:055-225-2785 【山梨労働局 雇用環境・均等室】 電話:055-225-2851 FAX:055-225-2787 ホームページアドレス: https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/
○プロフェッショナル人材の採用に関する相談や支援	【山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点】 〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階 電話:055-243-1870 FAX:055-243-1885
○企業間の出向・移籍支援に関する相談や支援	【公益財団法人 産業雇用安定センター 山梨事務所】 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル 5階 電話:055-235-6236 FAX:055-235-6252 ホームページアドレス: http://www.sangyokoyo.or.jp/index.html
○高齢者等の雇用に関する相談や支援	【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部】 〒400-0854 山梨県甲府市中小河原町403-1 電話:055-242-3723 FAX 055-242-3721 ホームページアドレス http://www.jeed.go.jp/location/shibu/yamanashi/
○外国人材の雇用に関する相談や支援	【山梨県外国人材企業相談センター】 〒400-0035 山梨県甲府市飯田1-1-20 JA会館5階 電話:055-225-5605 FAX:055-225-5658
○労働に関する相談	【中小企業労働相談所】 《県民生活センター》 〒400-0035 山梨県甲府市飯田1-1-20 JA会館5階 電話:055-223-1471 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/80_005.html 《県民生活センター地方相談室》 〒402-0054 山梨県 都留市 田原 2-13-43 南都留合同庁舎1階 電話:0554-45-5038
○労働や労使紛争に関する相談	【山梨県労働委員会 事務局】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1827 FAX:055-223-1828 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html

相談内容等	担当所属・機関等
○工業製品に関する技術相談や支援	【山梨県産業技術センター 総合相談・連携推進科】 〒400-0055 山梨県 甲府市 大津町 2094 電話:055-243-6111 FAX:055-243-6110 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/yitc
○知的財産権に関わる相談	【INPIT山梨県知財総合支援窓口】 400-0055 山梨県 甲府市 大津町 2192-8 アイメッセ山梨 3階(公益財団法人やまなし産業支援機構内) 電話:055-243-1888 FAX:055-243-1885
○福祉分野(介護サービス関連)への進出に関する問い合わせ先	【山梨県福祉保健部 健康長寿推進課 介護サービス振興担当】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1455 FAX:055-223-1469 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/index.html
○環境分野(廃棄物処理関連)への進出に関する問い合わせ先	【山梨県環境・エネルギー部 環境整備課 産業廃棄物担当】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1518 FAX:055-223-1507 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/index.html
○環境分野(浄化槽関連)への進出に関する問い合わせ先	【山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課 大気水質担当】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1511 FAX:055-223-1512 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/index.html ※甲府市を営業区域とする場合は、甲府市役所へお問い合わせください。
○林業分野(素材生産業)への進出に関する問い合わせ先	【山梨県林政部 林業振興課 担い手・森林組合担当】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1648 FAX:055-223-1679 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/index.html
○林業分野(特用林産物生産業関連)への進出に関する問い合わせ先	【山梨県林政部 林業振興課 普及指導担当】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1652 FAX:055-223-1679 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/index.html
○農業分野への進出に関する問い合わせ先	【山梨県農政部 担い手・農地対策課】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話:055-223-1611 FAX:055-223-1604 ホームページアドレス: https://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html